

## 事業計画（2026.6期）

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）

## 2026. 6 期の WWF ジャパン事業計画と予算の基本方針（概要）

### ■■■1-1. WWF ジャパンの環境保全事業を取り巻く外部環境

#### ■■ WWF ジャパンの環境保全事業を取り巻く外部環境①

##### ■ VUCA 環境の継続と激化

世界規模で政治・経済・社会が激変しかつその変化の不透明感が増している、いわゆる VUCA 環境が継続するとともに激化していると認識する必要がある。そして、不透明性が高まっている時代には、以下点について WWF ジャパンのリーダー層が組織作りとリーダーのキャパシティを高める必要性がより高まっている。

（VUCA：（Volatility（変動性） Uncertainty（不確実性） Complexity（複雑性） Ambiguity（曖昧性））

##### ■ グローバルリスク報告書 2025 年版による短期と中長期リスク分析

グローバルリスク報告書 2025 年版によると、短期(2 年)と中長期(10 年)の主要なグローバルリスク認識は以下の通り。

（短期リスク(2 年) 1 位誤情報と偽情報 2 位気象災害の激化 3 位国家間の武力紛争 4 位社会格差

（中長期リスク(10 年) 1 位気象災害激化 2 位生物多様性減少と生態系崩壊 3 位地球システムの激変 4 位自然資源枯渇

#### ■■ WWF ジャパンの環境保全事業を取り巻く外部環境②

環境保全に対してネガティブな外部環境の不透明感が増している一方、そんな中でも中長期リスク分析に基づき、リスク対策を取る「ネイチャーポジティブ経済社会」と「カーボンニュートラル経済社会」への移行トレンド、特に企業によるカーボンニュートラル経営とネイチャーポジティブ経営を取り入れる動きは続いている。

##### ・ ネイチャーポジティブ企業動向

約 1 年前の 2024 年 5 月 6 日現在での TNFD Early Adopters への日本企業の参加社数 81 社が、1 年後の 2025 年 5 月 20 日現在 TNFD Adopters への日本企業の参加社数は 116 社へと昨年から 35 社（43%）増加している。

（TNFD： 自然関連財務情報開示タスクフォース）

##### ・ カーボンニュートラル企業動向

約 1 年前の 2024 年 5 月 14 日現在での SBTi への日本企業参加数は 1152 社、ターゲット承認済みは 1064 社であったが、1 年後の 2025 年 5 月 20 日現在では SBTi への日本企業参

加数 1681 社、ターゲット承認済み 1599 社へと昨年かそれぞれ 529 社、535 社増加している。

(SBTi: Science Based Targets initiative)

## ■ ■ ■ 1-2. WWF ジャパンの 2026.6 期の事業方針

2026.6 期は、今中期計画 5 年目最終年にあたるため、まず中期計画を振り返り（レビュー）、そこで明らかになってきている課題を特定し、その改善を推し進めることを事業方針の前提とする。

## ■ WWF ジャパン中期計画 (2022.6 期～2026.6 期)

### WWF ジャパン中期計画 (2022.6 期～26.6 期)

目標：Nature Positive by 2030 × Carbon Neutral by 2050 への WWF ジャパン・日本の貢献拡大。具体的には、3 つの拡大を目標とする。

#### 1) 環境保全の拡大 (事業戦略)

##### 保全プログラム拡大

◆ FY26 Target: [10-12] 億円規模

コンサベーションインパクトを最大化する保全支出拡大

#### 2) 支援の拡大 (事業戦略)

##### 個人/法人/P S P 収入拡大

◆ FY26 Target: 収入 25 億円

支援者の信頼と期待に応える支援収入拡大

#### 3) スタッフ力の拡大 (機能戦略)

##### 人員・組織力の質的量的拡大

◆ FY26 Target: 約 100 名

高い専門性とリーダーシップ・マネジメント力を兼ね備えた組織体制

## ■ ■ 「環境保全拡大」の中期計画レビュー

### ■ 「環境保全拡大」の進捗

環境保全活動は、中期的に以下の規模への拡大しつつある。

- ・ 2024.6 期 自然保護 3 室支出実績：9.0 億円
- ・ 前中期最終年 2021.6 期支出実績：5.65 億円
- ・ 約 35 名体制から、約 48 名体制へ拡大

(注 ただし、一時的収入「特定資産」収入を充てた保全拡大支出を含む (4 年で約 3.7 億円 (2023.6 期-2026.6 期))

## ■ 「環境保全拡大」の中期的な課題と 2026.6 期の方針(改善)

### ・ 課題 1

日本でネイチャーポジティブを加速させるための組織横断連携に課題有り。

### ・ 方針 (改善)

2025.6 期では、気候変動対策と生物多様性保全回復策を自然を活かして推進する NbS(nature-based solution) プロジェクト開発に自然保護室で「グループ横断チーム」を立上げることが SMT で検討し決定の上、人員配置を行った。

2026.6期では、グループ横断チームでNbSプロジェクト案を形成する。プロジェクトの内容は、気候とネイチャーを横断するテーマで高いコンサベーションインパクトを次期戦略で狙う内容とする。

・課題2

今中期の環境保全拡大は、「特定資産」を先行投資し(2023.6期～2026.6期の4年で約3.7億円)、保全の実績を元にさらなる支援の拡大を図る目的で開始したが、「特定資産」の先行投資を活かした支援拡大にはつなげられていない。

・方針(改善)

2026.6期に次期中期の環境保全戦略を策定する際に、「高い保全インパクト」と「高いフアンドレイジングインパクト」の両立のバランスを強く意識し、環境保全戦略策定に取り入れる。

■ ■ 「支援拡大」の中期計画レビューと改善の方向性

■ ■ 「支援拡大(全体)」の中期計画レビュー

■ 「支援拡大」の進捗

2022.6期-2024.6期の3期累積収入の実績は、49.40億円へと拡大している。(約3年度で9億円の拡大)

(比較可能な前中期の期間2018.6期-2020.6期の累積収入実績：40.38億円)

■ 「支援拡大(個人)」の中期計画レビュー

・課題1

「個人会費収入の2年連続減少(2023.6期と2024.6期)」に課題有り。

2023.6期の減少規模： -0.14億円(-2.7%)(前年2022.6期比)

2024.6期の減少規模： -0.07億円(-1.4%)(前年2023.6期比)

・方針(改善)1

2025.6期では、以下の取り組みに着手している。

「新規獲得改善」「LTV向上」「退会率改善」を組み合わせる取り組み、会費収入減少を食い止め回復を目指す。取り組みにあたっては、部署間の連携を向上させるための組織構造を見直し、以下の横断的組織構造へと改善している。

(LTV: Life Time Value)

「新規獲得プラットフォーム(マーケティング室とブランドコミュニケーション室連携)」と、「LTVプラットフォーム(マーケティング室と自然保護室連携)」とで、室間連携強化

に着手。また人員面では、マーケティング室 1 名、ブランドコミュニケーション室 1 名を増員し、合計 2 名増員で体制強化している。

2026.6 期では、以下の取り組みを進める計画である。

「新規獲得プラットフォーム(マーケティング室とブランドコミュニケーション室連携)」と、「LTV プラットフォーム(マーケティング室と自然保護室連携)」とで、室間連携をさらに改善。

また、「次期中期戦略(2027.6 期-2030.6 期)での「個人支援拡大」戦略を策定する際は、今中期の個人支援拡大(含む会費収入回復・拡大)の取り組みを SMT でおもとからレビューし、また組織全体での取り組みが不足している点、統合が不十分な点を解消する個人支援拡大戦略を策定する。

■「支援拡大(法人)」の進捗と、方針(改善)

■「支援拡大(法人)」の中期計画レビュー

法人収入は 今中期と前中期を合わせて 8 年連続増加で、拡大の実績をあげている。(2017.6 期~2024.6 期)

2025.6 期も目標達成に進捗中で、9 年連続増加が見込めている。

・方針(継続的改善)

2025.6 期では、企業の環境・サステナビリティ・社会貢献ニーズに合わせた「6 つの法人支援拡大のポートフォリオ」を、自然保護室とマーケティング室コーポレートパートナーシップグループとの室間協働で「ターゲット企業リスト」作成と共有に着手している。

2026.6 期では、「6 つのポートフォリオ」に継続して取り組み、法人収入 6 億円の収入目標達成にチャレンジする。

■「支援拡大(PSP 公的資金・助成金)」の進捗と課題と方針(改善)

■「支援拡大((PSP 公的資金・助成金))」の中期計画レビュー

・進捗と課題

2024.6 期に WWF ジャパンとして初めて「外務省 NGO 連携資金」の獲得に成功。WWF インドネシアと協働し獲得。

2025.6 期には、インドネシア案件は継続の 2 年目資金獲得、パキスタン案件は新規に資金獲得にチャレンジしたが、外務省の補正予算が限られる等の状況にもより、2 件とも未獲得となった。

・方針(改善)

2025.6期には、PSPグループの体制を強化するため1名追加採用を行った。

2026.6期では、インドネシア案件の2年目資金と、パキスタン案件の新規資金獲得に「再チャレンジ」する計画。

#### ■ 中期計画レビュー（スタッフ力拡大）と改善の方向性

##### ■ 人員計画中期計画レビュー

中期計画1-2年目で大きく新規増員を計画したが、2年目では採用が計画通りに進まず課題が残っていた。

中期計画3年目では、すでに開始している新規増員採用のいったん完了を目指すことに重点を置き、結果採用は前年度比+8名と進捗した。

中期計画4年目では、増員は組織的課題である「個人サポーター・個人会費回復」2名と、「PSP収入・活動拡大」1名に絞って、新規ポジション3名を増員した。（3名採用済み）

（人員計画と実績（一部見込み））

2025.6期人員計画人員： 95名（うち新規増員5名）（見込みは、期初91名、期末89名）

2024.6期人員計画人員： 89名（うち新規増員2名）（実績は、期初81名、期末89名）

2023.6期人員計画人員： 93名（うち新規増員5名）（実績は、期初80名、期末79名）

2022.6期人員計画人員： 88名（うち新規増員6名）（実績は、期初73名、期末78名）

#### ■ 「スタッフ力拡大」2026.6期計画概要

2026.6期人員計画： 98名（育休等からの復職者3名を含む・うち新規増員0名）

##### ・部門別人員計画 2026.6期末見込み

自然保護3室：	47名（全体の48%）
マーケティング室：	25名（26%）
ブランドコミュニケーション室：	11名（11%）
企画管理室：	15名（15%）
合計：	98名（100%）

##### ・人件費支出予算

2026.6期人件費支出予算：7.8億円（約5000万円拡大）

（\*定期昇給3%とベースアップ0.6%を含む）

(\*参考 過去の人件費支出予算)

2025.6 期人件費支出予算： 7.3 億円 (約 3000 万円拡大) \*定期昇給 3%とベースアップ 0.5%を含む

2024.6 期人件費支出予算： 7.0 億円 (約 6000 万円拡大) \*定期昇給 3%とベースアップ 3%とを含む

2023.6 期人件費支出予算： 6.4 億円 (約 1500 万円拡大) \*定期昇給 3%を含む

2022.6 期人件費支出予算： 6.25 億円

### ■■■1-3. WWF ジャパンの 2026.6 期の収支予算方針

#### ■■収支予算の中期計画レビュー

中期計画では、「環境保全活動の拡大」を目標とし、前中期（2017.6 期～2022.6 期）で 5 億円半ば規模であった活動を、今中期で支出 10-12 億円規模への拡大を支えるために、「支援の拡大(個人・法人・P S P 収入の拡大)」(前中期で 14-15 億円規模の収入から今中期で 25 億円規模への拡大)を目標に掲げている。

収入実績は、これまで 3 年分の実績で約 15 億円から約 19 億円の幅があり、年度による変動が大きい (高変動型の収入源による\*遺贈等)

支出実績は、これまで 3 年分の実績で、約 15 億円から約 19 億円と拡大し、特定資産の中期的な積み立てと支出の活用により「環境保全の拡大」と「支援の拡大」を下支えしてきている。

#### ■2026.6 期事業活動収支の方針

これまで 4 年の収支予算と実績をレビューし、事業活動収支の課題が明らかになってきており、それに対応する方針を次期中期計画 (2027.6 期-2030.6 期) を待たずに、2026.6 期から一部対応策を講じる方針とする。

#### ■中期的な収支予算の課題

・課題 1 その収入の性質上正確な収入予測が難しい収入により、収入実績が大きく変動する (遺贈、大口寄付、大型助成金)

・課題 2 一時的な収入 (遺贈等) を「特定資産」として積み立て、中期的な拡大 (保全拡大・支援拡大) に投資してきたが、今中期の期末の特定資産残高は約 1 億円へ減少する。

2022.6 期末の特定資産残高： 12.09 億円

2026.6 期末の特定資産残高 (見込)： 0.93 億円

・課題3 個人収入（個人会費、個人小口寄付）の継続的な減少傾向（2023.6期と2024.6期）

23.6期の減少規模： -0.14億円（-2.7%）（前年2022.6期比）

24.6期の減少規模： -0.07億円（-1.4%）（前年2022.6期比）

## ■ ■ 中期的な収支予算課題への対応

### ■ 継続する取り組み

・個人会費収入回復への投資

↳2025.6期の進捗課題と成果課題をベースラインに、投資効率を重視し成果が着実に見込める規模に、投資規模を見直す

・環境保全拡大への支出

2026.6期が transition year であり、特に出口戦略の可能性のあるプロジェクトへの投資は支出規模を含めて見直す。

### ■ 新しい取り組み

これまでの、中期計画目標「支援の拡大」に沿った野心的な収入目標を設定し「バックキャスト方式」で収入予算規模を設定する方式を、中期的実績に基づいた「収入予測」を行いさらにチャレンジ要素を追加する収入予算規模設定の「予測+チャレンジ方式」に改善する。

具体的には、

・安定的財源の収入予測を算出し、チャレンジ要素を加えて収入目標を設定

↳収入予測を元に、収入目標を設定（=収入予測金額（手堅い収入見込み）+上乗せ金額（チャレンジ要素）

・高変動財源の収入予測を算出し、チャレンジ要素を加えて収入目標を設定

↳収入予測を元に、収入目標を設定（=収入予測金額（手堅い収入見込み）+上乗せ金額（チャレンジ要素）

・「次期中期拡大投資積立支出（仮称）」を導入、チャレンジ要素の収入に紐付けた支出を設定

↳収入予測金額以上の収入実績は、当期の支出を組まず、翌期以降に中期戦略に基づいた拡大投資に充てる

### ■ 目指す収入予算の拡大

2026.6期収入予算：事業活動収支ベースで収入予算19.5億円

前期と比べ約 1 億円の収入回復・拡大の収入予算目標とし、個人と公的セクターからの収入回復、法人収入の継続拡大を目指す。

**\*参考 過去の収入予算規模**

- ・ 2025.6 期収入予算：事業活動収支ベースで収入予算 18.4 億円  
(前期とほぼ同額の収入予算目標で、個人からの収入回復と、法人と公的セクターからの収入拡大を目指した)
- ・ 2024.6 期収入予算：事業活動収支ベースで収入予算 18.0 億円  
(前期とほぼ同額の収入予算目標で、達成率の向上を目指し、実質の収入拡大を目指した)
- ・ 2023.6 期収入予算：事業活動収支ベースで収入予算 18.0 億円 (前期比約 1.4 億円の収入増を目指した)
- ・ 2022.6 期収入予算：事業活動収支ベースで収入予算 16.6 億円

**■目指す支出予算の拡大**

2026.6 期支出予算：事業活動収支ベースで支出予算 22.1 億円  
前期と同規模の約 22.1 億円の支出とする。

**\*参考 過去の支出予算規模**

- ・ 2025.6 期支出予算：事業活動収支ベースで支出予算 22.1 億円  
(前期比約 -1.7 億円の支出減、執行率向上を目指した)
- ・ 2024.6 期支出予算：事業活動収支ベースで支出予算 23.8 億円  
(前期比約 1.0 億円の支出増を目指した)
- ・ 2023.6 期支出予算：事業活動収支ベースで支出予算 22.8 億円  
(前期比約 3.6 億円の支出増を目指した)
- ・ 2022.6 期支出予算：事業活動収支ベースで支出予算 19.2 億円

**■特定資産を活用した収支に関する注記**

2026.6 期単年度の事業活動収入(19.5 億円)と事業活動支出(22.1 億円)の収支差額は、特定資産(一時的な大型の単年度収入を積み立て、複数年度に渡り計画的に投資(支出))により収支バランスを取っている。

特定資産を活用した計画的な中期計画投資の内訳：

個人サポーター・会費収入拡大投資(5年・6.3 億円)と自然保護拡大投資(4年・3.7 億円)

2026.6 期特定資産支出予算：支出予算 2.79 億円、残高見込 0.93 億円

2025.6 期特定資産残高(見込)：支出予算 2.60 億円、支出見込 2.71 億円、残高 3.72 億円

2024.6 期特定資産残高(決算)：支出実績 3.61 億円、残高 6.42 億円

2023.6期特定資産残高（決算）：支出実績 2.45 億円、残高 9.77 億円

2022.6期特定資産残高（決算）：残高 12.09 億円

（概要以上）

## I. 自然保護室 2026.6 期活動計画

### ● 1：自然保護活動の全体像

- ・ 2026.6 期は、現中期計画（2021.7～2026.6：5 年）の最終年度にあたる。
- ・ 一部の活動計画の見直しを実施すると共に、次期中期計画の立案を図る。
- ・ 各グループの活動計画は、2つの大目標に関連した設計を行ない、ネイチャー・ポジティブおよび脱炭素に貢献する取り組みとして実施する。

### ● 2：各グループ 2026.6 月期の活動目標と計画の概要

- 1) 気候・エネルギーグループ
- 2) 森林グループ
- 3) 海洋水産グループ
- 4) 野生生物グループ
- 5) 淡水グループ
- 6) 金融グループ
- 7) マーケット・グループ
- 8) フード・グループ
- 9) PSP グループ
- 10) 生物多様性政策グループ ※本年度よりグループ名変更
- 11) 環境・サステナビリティリーダー開発（ES リーダー開発）グループ

---

## 1：自然保護活動の全体像

### 中期計画4 年度にあたる 2025.6 期の取り組みについて

WWF ジャパンは、長期的目標として掲げる 2つの「大目標」の達成を目指し、2022 年 7 月～2026 年 6 月までの 5 年間の自然保護活動の中期計画（コンサベーションプラン）に取り組んでいる。

これに基づき、森林、淡水、海洋、野生生物、気候変動という縦軸の活動と、これらに横断的に関与する、金融、マーケット、フード、人材育成の横軸の活動を連携させ、毎年のプロジェクト計画を立案。2025 年 6 月までに、5 年間の活動計画のうちの 4 年間の活動を推進してきた。

2026.6 期については、中期計画最後の一年の推進と完了に取り組むと共に、次期 5 年間の中期計画の立案に取り組み、これに合わせた新体制の検討も行なう。

## 中期目標 1：生物多様性回復 2100

- ・ 2100年までに、世界の生物多様性を2010年の水準まで回復させる。そのために
- ・ 2030年までに、生物多様性の劣化を「反転」させ、回復に向かわせる。  
※WWF ネットワークでは本目標を、劣化を示すカーブを反転させ、良い方向に向かわせるという意味で、“Bending the Curve”もしくは“Nature Positive by 2030”と呼んでいる。

## 中期目標 2：脱炭素社会 2050

- ・ 2050年までに、世界の二酸化炭素の排出ゼロを実現する。そのために、
- ・ 2030年までに、日本の温室効果ガスの排出量を約50%削減する。

---

## 2：各グループ 2026.6月期の活動目標と計画 および前期との変更点

2026.6期の事業計画内容、および修正、変更の概要を以下に示す。

### 1) 気候・エネルギーグループ 活動計画

気候・エネルギーグループでは、気候変動政策に対する提言（国内、国際）、企業への働きかけ、地域が主体となった温暖化防止の促進、金融分野との連携強化、自治体や市民団体などを含む「非国家アクター」による取り組みの強化を推進している。

2026.6期は以下の計画に基づき、活動を行なう。

**主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：**

#### 【プロジェクト 1】政府へのアドボカシー（国内・国際）

地球温暖化防止の国際的な約束「パリ協定」の目標である「1.5度目標」を達成するため、協定のルールが十分な内容で合意されるよう、国際社会への働きかけを行なう。また、日本国内では二酸化炭素排出の大きな要因である、石炭の使用をやめ、再生可能エネルギーを主力としたエネルギーミックスを実現し、省エネを促進するカーボンプライシングなどの有効な政策導入や法整備を目的として、政府への提言に取り組む。

（中期目標）

1. エネルギーミックスで再生可能エネルギーが主力化し、石炭がフェーズアウトしつつある

こと

2. パリ協定のルールが環境十全性の高い形で決まり、遵守されていること

(2026.6期 目標)

- 1-1. 2035年にむけた日本の国別排出削減目標（NDC）が、66%削減を最低限とする形で「高みを目指す」旨が盛り込まれていること。
- 1-2. 屋根置き太陽光パネルの設置標準化や、ソーラーシェアリングの促進、または自然環境に配慮した自然エネルギー開発のためのゾーニングの設定を促進する法制度、また石炭火力発電所の廃止計画の策定について、政府の審議会で議論が始まっていること。
- 1-3. 政府のGX-ETS（GX推進法に基づく排出量取引制度）の実施指針に、NDCに基づくキャップ設定や上限価格設定、その他の実効性向上策が盛り込まれること。
- 1-4. 外部有識者等の意見も取り入れ、今後のWWFの『脱炭素社会に向けた2050年ゼロシナリオ（エネルギー・シナリオ）』のあり方について結論を得ること。
- 2-1. 「パリ協定」6条の実施に関するルール形成において、オフセットや除去、中立化をめぐる国際ルールの環境十全性が保たれること。
- 2-2. 国連気候変動枠組み条約の締約国会議（COP）における、非国家アクターの取り決めや、デファクトスタンダードを日本国内で伝え、日本政府の国別削減目標（NDC）を超えるような、より野心的な削減行動をとる各業界のシンボル企業が複数でていること。
- 2-3. 世界主要国が次期NDCを2025年9月までに国連に提出し、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の示す2035年までに60%排出削減(2019年比)に、全体として近づくような機運が高まっていること。そのためにも日本のNDCが現状の60%（2013年比）を超える高みを目指すことが発表されているか、示唆されていること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ NDC引き上げや再エネ推進策、カーボンプライシングなどの実現に向けて、環境省・経産省などの政府、国会議員に働きかける。また、関連する審議会の機会を特に活用するほか、必要に応じてJCI（気候変動イニシアティブ）と連携する。
- ・ 再生可能エネルギーの推進策やGX-ETS、石炭火力の廃止計画などについて、外部団体・有識者の協力も得つつ、提言・発信を実施する。
- ・ 国会議員への政策提言を進めるため、再エネ子会社の設立・運営をはじめとした地方銀行の取り組みに焦点を当てた調査を実施する。
- ・ 外部有識者の見解も交えて、今後のエネルギー・シナリオのあり方について議論し、これま

でのシナリオのレビューを行ないつつ、協力を依頼できそうな外部研究者をリストアップする。

- ・ WWF インターナショナルのカーボン・マーケット・ワーキンググループと協働し、気候変動に関連する国際交渉の WWF 全体の方針を策定する。それに基づいた、意見の提出や企業への普及などを通じて、提言活動を実施する。
- ・ 非国家アクターの担当者と連携し、COP の交渉外議論をフォローし、セミナーや企業との意見交換会等を通じて国内に提言していく。
- ・ 企業担当者と SBTi における短長期の議論をフォローし、セミナーや企業との意見交換会などを通じて国内に提言していく。
- ・ メディアの論考などを通じて国内企業の意識を変えていく。
- ・ システム技術研究所の榎屋治紀所長と協働して作成した「エネルギー・シナリオ」を通じて、日本が 2035 年 60%削減（2013 年比）から、66%以上削減の高みを目指す NDC を持つよう働きかける。

## 【プロジェクト 2】自治体の取組みの促進と活用

「パリ協定」の実現を求める自治体や企業、市民団体といった、非国家アクターによる連合体「JCI（気候変動イニシアティブ）」などの取組みを通じた、自治体の温暖化防止の拡大を目指す。特に、2050 年までに CO2 の排出ゼロを宣言する自治体を増やし、その具体策を支援すると共に、こうした非国家アクターの動きと要望を通じ、政府への働きかけを強化。国の政策としての、再生可能エネルギー拡充の実現を目指す。

### （中期目標）

1. 2050 年ゼロ宣言をした自治体が、1.5 度に見合う中間目標、行動計画を作り、具体的対策を開始していること。
2. WWF ジャパンが、政策や施策事例作り、情報提供などで支援を行なった地域で、国の補助金に依存せず独立採算のとれる脱炭素施策を、2 つ以上実現すること。
3. WWF ジャパンが実施する JCI の活動などを通して、自治体が 2050 年ゼロを達成するために必要な政策（再エネ拡充等）について、独自にあるいは他の自治体などと共に政府に要望を伝え、それによって実際に政策に影響を与えていること。

### （2026.6 期 目標）

- 1-1. 2050 年排出ゼロの実行計画を改定する自治体が、「パリ協定」の 1.5 度目標に整合する、2035 年削減目標（2019 年比 60%以上）を策定していること。
- 1-2. 地域において再エネ導入、利用を促進する自治体に関わるプロジェクトが広がっている

こと。

- 2-1. WWF が支援するソーラーシェアリング事例の発電施設の諸元が決まり、ファンディングが確定し、かつ許認可と系統接続の事前検討が完了していること。
- 2-2. ネイチャー・ポジティブに資する再エネ導入への提言・レポートが公表されていること。
- 2-3. 環境省が発行する予定の新しい、包括的な気候変動影響評価報告をベースとした、より分かりやすい訴求資料が公表されていること。
- 2-4. 全国の中高生対象にしたワークショップを開催すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 情報提供やキャパシティ・ビルディングに資するセミナー、イベントの開催。
- ・ 先進的な取り組みを行なう自治体の事例について発信機会を創り、他の自治体の取り組みを促進する。
- ・ 特定の地方自治体の再生可能エネルギー促進プロジェクトと協働し、それに資する活動を展開する。
- ・ 自治体、農業者ならびに地域関係者と協力して、メリットの提供できる再生可能エネルギー事業のスキーム構築と、発電事業の概要設計を行なう。並行して電力購入者（需要家）を探し契約作業を進める。また、農業委員会への農地転用許可、系統接続の事前検討ならびに接続契約を進める。
- ・ 国内外の再生可能エネルギー事業の優良事例を収集し、報告書に取りまとめるとともに、必要に応じてウェビナー開催や個別の提言活動を実施する。
- ・ 環境省が2025年夏に公開する報告書をもとに、特に重要な気候変動の影響について、必要に応じて一次産業者などへの取材を行ない、その内容について発信を行なう。
- ・ 全国の中高生に対し、気候変動対策につながるエネルギー政策の在り方についての考え方を理解してもらう。また、そうした理解に基づき、環境問題に取り組むことのできる人材を増やす。

### 【プロジェクト 3】企業の政策スタンスー気候変動イニシアティブ（JCI）の活用

「パリ協定」の実現を求める日本国内の自治体や企業、市民団体などの非国家アクターの連合体「JCI（気候変動イニシアティブ）」の取り組みを通じ、企業に「パリ協定」の内容に沿った温暖化防止の目標設定を行なうよう働きかけ、その実現を目指す。また、こうした積極的な取り組みを志向する企業や業界の変化を通じ、日本政府としての気候変動政策が改善され、「パリ協定」に沿ったものとなるよう求めていく。

(中期目標)

1. 日本企業が政府に対して声を上げることで、1.5°C実現を含むパリ協定に沿った気候変動政策にシフトしていること
2. 多くの日本企業がパリ協定に整合する中長期目標を持ち、実現のための具体的な取り組み事例が増加していること

(2026.6期 目標)

- 1-1. JCI を含む企業イニシアティブや個別の企業から、政府に積極的な気候政策を求める声が継続的に出ている、または増えていること。
- 1-2. 政策に対して声を上げることに協力的なオピニオンリーダー候補が、JCI メンバーから発掘できていること。
- 1-3. 政府や議員との対話が継続していること。
- 2-1. JCI の活動を通じた、新たな企業の取り組み事例が生まれていること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 情報提供やキャパシティ・ビルディングに資するセミナー、イベントの開催。
- ・ 政策提言・声明の機会を創り、企業を含む非政府アクターの声を政府に届ける。
- ・ オピニオンリーダーを発掘するため、主要なメンバー企業との対話を行なう。
- ・ 政府、議員などへの JCI 認知と関係構築のため、対話を行なう。
- ・ 国内外のステークホルダーとの定期的な対話を行ない、協働アクションを模索していく。
- ・ JCI メンバーの規模・目標がもたらす脱炭素効果に関する調査を行ない、発表する。
- ・ 再生可能エネルギー、気候変動教育などのテーマでメンバーが交流できる活動を行ない、具体的な取り組みの推進につなげる。

## 【プロジェクト 4】脱炭素に向けたビジネス連携

地球温暖化（気候変動）の抑止につながる、対策やビジネスを志向する企業への投融資を強化する一方、石炭など温暖化を加速させるビジネスへの資金の流れを絶ち、産業界全体で「パリ協定」に即した温暖化防止を促進するため、機関投資家などの環境に対する関心を高め、投融資の方針を策定するよう働きかけを行なう。また、企業向けに、SBTi や TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）などについての情報提供を行なっていく。

(中期目標)

3. WWF ジャパンが対企業向けの直接の働きかけ、報告書の発表、セミナーの開催等を行うことによって、日経平均株価構成企業のうち SBT 取得またはコミットしている企業が

60%を超えること。

1. SBTi のネットゼロ基準承認を得ている日本企業の数、50 社になっていること。
2. 企業による脱炭素の最先端の取り組みの在り方を提示し、直接働きかけることで、Climate Savers や、それに類した企業との協働パートナーシップが新規で2つ成立していること。
3. 金融機関による取り組みの重要性を知らせる、出版物やイベントなどを通じ、SBTi 承認を得た日本の金融機関の数が10 になっていること。

#### (2026.6 期 目標)

- 1-1. 日経平均構成企業における SBT 浸透率（※認定取得またはコミット）が60%に達すること。2-1. SBTi ネットゼロ基準認定を受ける日本企業が、100 社に達すること。
- 3-1. クライメート・セイバーズの取り組みの一環として、特定の企業がアドボカシー活動を実施していること。
- 3-2. WWF ネットワークの CBN（Climate Business Network）と企業の連携を通じて、日本における CBN 活動を実施していること。
- 3-3. WWF-企業間の協働パートナーシップの候補を特定できていること。
- 4-1. 金融機関向けの SBTi について、アセットマネージャーを中心に働きかけを実施すること。

#### (2026.6 期 活動計画)

- ・ エネルギーの利用が多い鉄鋼産業への働きかけとして、WWF オーストラリアおよび WWF インターナショナルの取り組みの成果を参考に、日本国内での取り組みを検討する。
- ・ GHG（温室効果ガス）プロトコルや FLAG（Forest, Land and Agriculture：森林、土地、農業）ガイダンスを活用し、これらの産業セクターへの働きかけを開始する。
- ・ 企業への働きかけのためのツールとして、ウェブサイトでの情報発信（日本企業脱炭素本気度ウォッチを含む）、セミナー、就活生キャンペーン等を活用する。
- ・ 就活生キャンペーンについては、コンテンツ作成および小規模な PR 施策を実施する。
- ・ SBTi のネットゼロ基準改訂の議論をフォローし、情報発信を実施する。
- ・ 日本企業の関心の高い炭素の除去、NbS、Beyond Value Chain Mitigation や関連するクレジット関係イニシアティブ等の議論をフォローしつつ、日本国内のステークホルダー（研究者や生産者等）との意見交換実施し、知見の集積および情報発信を実施する。
- ・ 政策提言の在り方について、協力関係にある企業と内容を詰めながら、特に JCI 声明への参加やその他の提言活動に参加してもらえよう働きかける。
- ・ WWF ジャパン内でコーポレートパートナーシップグループと協力しながら、協働の可能性

のありそうな企業の候補を選定し、協力可能性の分析を実施する。

- ・ Climate Business Network (CBN) のアジア地域（ベトナム）での活動をフォローし、日本としての連携や日本企業に対する情報提供の可能性を検討する。
- ・ SBTi および、WWF ジャパン内の金融グループ、コーポレートパートナーシップグループと協力し、SBTi に挑戦して欲しい日本の金融機関に対し勉強会等を実施する。

(前期との変更点)

中期目標の数値について、前年度「日経平均構成企業における SBT 浸透率」の目標を「65%」としていたが、2024 年度の実績に基づいた伸び率の大幅な減少（前年度 10%増→3%増）を受けて、目標を下方修正する（現状は 52%）。

(変更前) WWF ジャパンが対企業向けの直接の働きかけ、報告書の発表、セミナーの開催等を行うことによって、日経平均株価構成企業のうち SBT 取得またはコミットしている企業が 65%を超えること。

(変更後) WWF ジャパンが対企業向けの直接の働きかけ、報告書の発表、セミナーの開催等を行うことによって、日経平均株価構成企業のうち SBT 取得またはコミットしている企業が 60%を超えること。

中期目標の数値について、SBTi のネットゼロ基準承認を得ている日本企業の数、目標の 50 社を達成したことから、次のように目標を上方修正する。

(変更前) SBTi のネットゼロ基準承認を得ている日本企業の数、50 社になっていること。

(変更後) SBTi のネットゼロ基準承認を得ている日本企業の数、100 社になっていること。

## 【プロジェクト 5】メディア戦略：スクールパリ協定等

「パリ協定」をはじめとする、地球温暖化（気候変動）に関する複雑な国際合意や、その目的、背景などについて、日本のメディア関係者の正しい理解を促進し、WWF が考える対策のポイントや懸念点を伝えるための勉強会を開催。WWF の気候変動の専門家をはじめ、外部の関係者や研究者もゲストとしてお招きし、世界の気候変動対策の最前線について情報提供しながら、特定の国や産業の視点に偏らない報道の実現を目指す。

(中期目標)

1. 国連気候変動枠組み条約の COP（締約国会議）関連以外の気候エネルギー関連記事においても、WWF のアイデアや意見を取り入れた記事が増えること。

2. WWF の執筆した記事が、環境以外の主流経済誌などに年間数件以上掲載されていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 勉強会「スクールパリ協定」や JCI、CAN ジャパンとの連携記者セミナーなど、報道関係者向けのキャパシティ・ビルディングを行ない、WWF の主張をふまえた記事が発信されること。
- 2-1. WWF のスタッフがインタビューされ、その見解が反映された記事が年間 3 本以上、主要紙に掲載されていること。
- 2-2. 社会的な関心が高まったタイミングで、タイムリーに WWF の見解を明らかにした寄稿記事が、主流経済誌に年間 5 本以上掲載されていること。

(2026.6 期 活動計画)

- ・ メディア関係者向けスクールなどの開催。
- ・ 新聞記者への情報提供と、取材やインタビューへの対応。
- ・ メディアグループとの協働による主要紙への売り込み。
- ・ タイムリーな発信。

## 【プロジェクト 6】 海外への化石燃料インフラ輸出の転換

本プロジェクトについては、活動の規模、他のプロジェクトとの連携を考慮し、独立したプロジェクトとしての継続を一旦保留する。

(中期目標)

1. 日本のエネルギー基本計画から石炭の海外輸出推進に関する記載がなくなること。
2. 日本の金融機関が、パリ協定と整合した投融資方針を策定すること。
3. 日本企業による海外への再エネ輸出がモメンタムを得、主流 (BAU) となっていること。

(2026.6 期 目標)

- ・ なし

(2026.6 期 活動計画)

- ・ なし
-

## 2) 森林グループ 活動計画

森林グループではこれまで、日本で消費されるパーム油や天然ゴム、紙や木材の生産によって損なわれている、海外の保全価値の高い森林生態系を守る活動に取り組んでいる。そのフィールドとして、現・中期計画では、東南アジアの熱帯林に加え、南米、オーストラリア、アフリカの森林を対象地として追加。また、企業による原料調達の改善を進めるプロジェクトとして、牛肉、大豆、カカオなどの製品についても、持続可能な生産と消費を目指す取り組みを展開している。

2026.6期は以下の計画に基づき、活動を行なう。

### 主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：

#### 【プロジェクト1】インドネシア・スマトラ島：マルチステークホルダー・アプローチによる森林と野生生物の保全（インドネシア）

日本が長年、紙や木材、パーム油、天然ゴム等の輸入・消費を通じて、その破壊に関与してきたインドネシアのスマトラ島の熱帯林を保全するため、現地の取り組みを支援する。地域住民や地方政府との協力のもと、森林破壊を伴わない持続可能な農林業の推進、森の恵みを活かした生計手段の確保、野生生物の生息地保全を実施。そのノウハウを地域に移譲しながら、支援の終了後も自立した活動が継続し、森林破壊ゼロを達成することを目指す。

#### （中期目標）

1. 地域住民・地方政府との協働を強化することで森林減少の要因が低減し、Zero Deforestation（森林破壊ゼロ）に近づくこと。

#### （2026.6期 目標）

- 1-1. リアウ州・ジャンビ州で持続可能なパーム油・天然ゴム生産が進展・拡大すること。
- 1-2. ESD（持続可能な開発のための教育）と持続可能な地域づくりが拡大すること。
- 1-3. 西スマトラ州の森林再生地において ICT 企業との技術連携が完了し、次の展開が立案されること。

#### （2026.6期 活動計画）

- ・ RSPO 認証を取得した小規模パーム農家の拡大。
- ・ 天然ゴムを生産している小規模農家の持続可能性向上（トレーサビリティ、土地利用権の確認、生産性向上等）。
- ・ 地域の学校の教員による ESD フォーラムの設立と、カリキュラムの開発。
- ・ 県政府への ESD 義務化条例の働きかけの再開。

- ・ ICT 企業との技術連携による協生農法のノウハウを活かした森林再生の取り組み第 2 フェーズの開始。

## 【プロジェクト 2】 ボルネオの森林保全（インドネシア）

日本にも多く輸入され、使われているパーム油（植物油）の原料となるアブラヤシの農園拡大により、ボルネオ島で続く熱帯林の消失をくい止めるため、小規模農家への生産改善支援プロジェクトを実施。農業の効率化を進め、新たに森を壊さずとも、生産量を増やせる取り組みを支援する。また、こうした活動の拡大に向け、地方政府とも連携。新たな土地管理計画の実施などを通じ、2023 年までに 500 万 ha の森の保全を目指す。

（中期目標）

1. 2025 年までに、小規模農家プロジェクトを紹介し、より多くの日本企業や消費者の関心を得て支援獲得につなげること。

また、2025 年までに、これまでの 1 つの農家グループの支援から横展開していけるように、県内で持続可能な生産を促進する法律の制定を支援すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 西カリマンタン州で持続可能なパーム油生産が促進されること。

（2026.6 期 活動計画）

- ・ 西カリマンタン州シンタン県での RSPO 認証農園の環境インパクトの評価。
- ・ 同県での再生農業の研修の実施。
- ・ 西カリマンタン州メラウイ県での小規模パーム農家の組合参加世帯の増加。
- ・ 同県でのパーム以外の生計としてコーヒーの商品化に取り組む。
- ・ 同県での ESD の拡大。他校への普及の実施。

## 【プロジェクト 3】 サラワク木材に関する Eyes on the Forest 支援（マレーシア）

日本に輸出される木材などの生産により、森林破壊が続いてきたマレーシアのサラワク州において、企業が伐採権を所有する地区内で、貴重な生態系がのこる森（HCV）の調査を促進する活動を支援。デジタルマップに調査結果をまとめ、保全すべき森林を監視できる体制づくりを進める。また、サラワク州で操業する木材伐採企業に対し、材を買い付けている日本企業からも、HCV の調査と保全の強化を求めるよう促す。

（中期目標）

1. サラワク州内の木材コンセッション（伐採権が認められている林地）において、HCV（保護価値の高い地域）の区分調査の進捗が、デジタルマップにより監視できるようになっていること。
2. サラワク企業に対し、HCVのアセスメントの強化を求める日本企業が増えること。

（2026.6期 目標）

- 1-1. 2024年12月で完了。
- 2-1. サラワクの伐採事業者に対し、日本のゼネコンや商社からの市場を介した圧力が増すこと。

（2026.6期 活動計画）

- ・ 大量の型枠合板を使う大手ゼネコンが、森林破壊ゼロ方針を出し、サラワク産材に対するデューデリジェンスを実施する体制を最低一社で実現すること。対象企業は大手ゼネコンが好ましいが、まずはパートナーシップを締結した企業への木材調達改善支援を通して、ゼネコンの商流について把握する。

## 【プロジェクト 4】メコン - Dawna Tenasserim Landscape (DTL) 南部における国境を越えた森林・野生生物の保全（ミャンマー、タイ）

日本で消費される天然ゴムの主要な生産地、インドシナ半島のメコン地域で、ゴム農園の急速な拡大に伴う森林破壊が生じていることを受け、タイ、ミャンマーの国境を中心とした地域で、日本企業が生産・調達している天然ゴムの持続可能な生産を支援。さらに、地域を代表する絶滅危惧種のトラを調査・保全する取り組みを展開する。森に配慮した天然ゴムのサプライチェーンの形成と、トラの個体数回復を目指す。

（中期目標）

1. 日本企業による生産・調達、もしくは日本で消費される天然ゴムが、森林破壊を伴わない形で実現し、そうした製品を扱うサプライチェーンのモデルケースが形成されていること。
2. インドシナトラなど野生生物の生息状況や脅威が DTL 南部において把握され、保全計画が策定・実施されていること。

（2026.6期 目標）

- 1-1. サプライチェーンの上流と下流、それぞれのステークホルダーとの協働が進展していること。
- 1-2. カンボジアにおいて東部平原地帯（EPL）の天然ゴム小規模農家の状況が改善していること。
- 2-1. タイとミャンマーの国境地帯テナセリムでの、コリドー（緑の回廊）によるトラの保全

活動が改善すること。

- 2-2. タイで保護区から民地に出没してくるゾウの早期警報システムを確立するため、ITC 企業との技術連携が実施に向け進展していること。

#### (2026.6 期 活動計画)

- ・ タイ北西部から中西部のケーン・クラチャン国立公園まで約 500km をつなぐコリドーの形成に向けた土地権利者との協議の継続。
- ・ インドシナトラの獲物となる草食動物にとって重要な草地の改善・維持管理
- ・ 草食動物の再導入（野生復帰）の継続
- ・ トラと人の共存に向けた ESD（環境教育）
- ・ SMART パトロールによる密猟・違法行為の取締りの支援
- ・ ドローンや人工衛星を用いた森林モニタリング、違法行為の取締り支援
- ・ 天然ゴム等により荒廃した森林の再生

### 【プロジェクト 5】 オーストラリアの森林保全（オーストラリア）

2019 年に発生した大規模な森林火災により焼失したオーストラリアの森林を回復し、生息環境を広く失った野生生物の保全を、日本から支援する。この取り組みでは、コアラなどオーストラリア固有の有袋類を始めとした絶滅危惧種の保全活動を支えるほか、日本が輸入・消費している牛肉の生産が、森林開発とも関係していることから、生産国と消費国をつないだ生産改善の取り組みの必要があるかを検証していく。

#### (中期目標)

1. 2025 年までに、牛肉に関係する業界団体との関係を構築し、生産地と消費国をつなぐ活動体制を整えて実施することで、牛肉の生産による森林破壊率を減少させること。

#### (2026.6 期 目標)

- 1-1. WWF オーストラリアが推進する、Koalas Forever（コアラおよび生息地の森林保全活動）および、Towards 2 Billion Trees（大規模森林火災からの回復）への支援すること。
- 1-2. オーストラリアにおける持続可能な畜産をめざす取り組みの一環として、これに関わる日本企業の土地利用の変化に関連した炭素算定に役立つ情報を収集すること。また、農場トレースおよび森林破壊有無の検証プロジェクトに関する WWF オーストラリアの意見共有、アドバイザーサポートを得ること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 保護区拡大：WWF オーストラリアが取り組む、Great Koala National Park (31.5 万 ha) 設立にむけた州政府による専門家パネルへの参画、関係者と協議を支援する。
- ・ 市民団体連携強化：ニュー・サウス・ウェールズ州でコアラ保全に取り組む 4 つの市民団体以外に、先住民族団体との連携強化を図り、私有地内の生息地保護・回復を目指す。
- ・ 農業者参画のインセンティブ作り：農地内でコアラの生息地を回復する仕組みとして、WWF オーストラリアが立ち上げた Koala Friendly Carbon を通じ、協力農家数を増やし、クレジット購入候補の企業へのマーケティングを進める取り組みを支援する。
- ・ オーストラリア国立大学の植生地図プラットフォームを活用した森林破壊の分布把握。
- ・ オーストラリアにおける森林破壊検証、プラットフォームを活用したトレーサビリティの確認および森林破壊有無の検証。
- ・ 日本企業の調達改善に向けた働きかけと、そのために必要な WWF オーストラリアによるサポートを受ける。

## 【プロジェクト 6】ブラジルの森林保全

アトランティックフォレスト（大西洋沿岸林）で実施している森林再生の取り組み支援を継続。加えて日本が輸入している大豆の生産などにより、土地改変と破壊が生じている可能性のある南米ブラジルの森林について、現地事務所との連携のもと、森林保全と大豆の持続可能な生産を目指した取り組みを検討する。まず、日本の大豆の消費による情報を収集、これを基に、実際に起きていると考えられる、大豆生産によるブラジルの森林減少を低減させるための施策をまとめ、現地への支援を行なう。

(中期目標)

1. アトランティック・フォレスト（大西洋沿岸林）の森林再生に貢献すること。
2. セラードの森林再生・自然回復に貢献すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. アトランティック・フォレストにおけるエスピリトサント州北部の森林再生サプライチェーン（種の採取、苗木育成、流通、植林、メンテナンス）を強化し、計 40ha の土地を再生すること。また、ブラジルの森林法に基づいて川沿いや保護区の森林保護義務に対する住民の理解を促進し、森林面積を拡大すること。
- 2-1. WWF ブラジルの森林破壊土地転換フリー推進チームと協働し、畜産用途で消費される農畜産物の生産に関する環境破壊リスクの把握、および日本企業への啓発および調達改善

に向けた働きかけを実施すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ アトランティック・フォレストで森林再生のための体制を整備・強化していくために地域の NGO や州環境局との連携を継続する。
- ・ アトランティック・フォレストでの森林再生活動を継続。地域住民・行政との連携強化や資金メカニズムの拡充により、将来的にも活動が自立的に持続していけるような仕組みづくりを検討する。
- ・ 日本企業を対象としたブラジル生産現場に関する情報発信（セミナー等）を実施する。
- ・ 日本企業への働きかけに必要となる WWF ブラジルのサポートを取得する。
- ・ 上記2つの結果を出し、再生活動に参画する地域や団体を増やし、活動面積の拡大につなげる。

## 【プロジェクト 7】 ガーナにおける持続可能なカカオ生産

西アフリカのガーナの森で、アグロフォレストリーを通じた持続可能なカカオ生産を支援する。日本で消費されるカカオの 7 割はガーナから輸入しており、その生産は現地の森林破壊にも影響している。カカオの生産については、日本では児童労働などの問題が主に注目されてきたが、環境面でも近年、森林リスクにつながるコモディティ（産品）としてその持続可能性が注目されており、WWF ネットワークでも活動を開始している。

(中期目標)

1. 先進農家を選出し、リジェネラティブ農法を試行することで、地域の森林保全につながる成果が得られるか、またそれを測定することが可能かを検証すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. これまで支援実績のある農家の中から成績の良い先進的な農家を選出し、リジェネラティブ農法のフィージビリティの検討を行なうこと。
- 1-2. リジェネラティブ農法の指標を設定し、取り組みの成果を測定すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ ジェネラティブ農法のパイロット・プロジェクトの実施主体として、100 世帯、100ha の先進農家を選出する。
- ・ リジェネラティブ農法の指標として、「カーボンアカウンティング」、「土壌健全性（水土保全、ph など）」、「植物相の種数調査」や「VSLA による生計向上」等を検討し、策定する。また、実際の成果を計測する。

(前期との変更点)

中期目標の内容について、前年度までの現地での取り組みが目標を上回る進捗を見せ、2025.6期で当初の目標が達成できる見込みであることをふまえ、中期計画最終年の取り組みの目標を、アグロフォレストリー農法の実践拡大から、先進農家によるリジェネラティブ農法のフィージビリティ調査に切り替える。

(変更前) 2023.6期以降の3年間で、カカオ農家にアグロフォレストリーを普及させる取り組みとして、300名の小規模カカオ農家を対象に、300haのカカオ農園を慣行農法からアグロフォレストリー農法に切り替えること。

(変更後) 先進農家を選出し、リジェネラティブ農法を試行することで、地域の森林保全につながる成果が得られるか、またそれを測定することが可能かを検証すること。

## 【プロジェクト 8】国内森林プロジェクト

政府が国産材振興を進め、国産材に対する需要が高まっている一方で、生物多様性に配慮した施業や伐採後の再植林、林業従事者の安全確保に関する課題など、国産材が必ずしも持続可能であるわけではない。こうしたことから、FSC 認証林をはじめとする持続可能な国産林業を増やし、そうした需要も合わせて拡大させていく。また、企業や消費者に環境に配慮した木材生産現場を視察する機会を提供し、その意義を認知してもらうことで、さまざまな農林水産物の持続可能な消費・調達への取り組み拡大を促す。

(中期目標)

1. 日本国内での持続可能な森林管理を推進し、FSC 認証を取得した林業の広がりを通じて、ネイチャー・ポジティブの具体的事例を創出すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 宮城県南三陸町で、放置林の定義につき関係者が合意し、10,913ha（国有林を除く山林）で放置林のマッピングが完了していること。
- 1-2. 岐阜県東白川村で、FSC 認証林の価値を生態系サービスという切り口で可視化するための調査を実施し、結果を村や県に還元すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 宮城県南三陸町内で森林ゾーニング計画作成にむけた体制を構築する。
- ・ 同町内で3つの放置林をデモサイトとして特定し、下層植生の調査や、カメラトラップなどによるモニタリングを実施する。
- ・ 岐阜県東白川村で、NPO 法人バードリサーチと連携し、同村の FSC 認証林にて鳥類の調査

を実施。FSC 生態系サービス E1 に該当する豊かな森林の指標種を特定する。

- ・ 岐阜県の各ステークホルダーとの対話を通じ、森林の生物多様性保全と、生態系サービス維持および向上にむけた協働を働きかける。

## 【プロジェクト 9】 Deforestation Free Supply Chains : 森林破壊のないサプライチェーン構築

日本で消費されるさまざまな製品の生産や、日本企業によるビジネスが、海外の森林の減少に及ぼしている影響を半減させるため、現状調査や、企業への調達方針の策定要請、法制度の改善といった取り組みを行なう。対象として想定している製品は、パーム油、バイオマス燃料、紙、木材、天然ゴム、牛肉など。また、これらの製品の持続可能な生産と流通を確立し、森林破壊をゼロにするための、サプライチェーンの構築を目指す。

(中期目標)

1. [パーム油] 日本企業がパーム油生産地での持続可能な生産プロジェクトを支援することになること。
2. [紙] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。
3. [木材] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。また、木材輸入に関する政策（クリーンウッド法）やバイオマス燃料への補助金（FiT 制度）など、持続可能性でない現行の法律や政策が改善されること。
4. [牛肉] 日本における牛肉市場を、森林破壊を伴わないもの（DCF : Deforestation and Conversion Free）に変革すること。
5. [カカオ] カカオを取り扱う企業が産地までのトレーサビリティを確保し、調達方針を掲げ、リスク地域からのカカオ調達が減少すること。
6. [天然ゴム] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。

(2026.6 期 目標)

[パーム油]

- 1-1. パーム油生産地での持続可能な生産プロジェクトを支援する企業を維持するとともに、小規模農家支援への関心を向上させること。

[紙]

- 2-1. WWF インドネシアへの支援活動と連携し、インドネシアの紙メーカーに関わる情報発信を行ない、市場変容を働きかけること。

- 2-2. 日本市場に大きな影響力を持つ企業に働きかけ、自社サプライチェーンを通じた生産地・生産者への支援、またネイチャー・ポジティブに資する活動への取り組みを増加させること。

#### [木材]

- 3-1. ゼネコンの施主・顧客である不動産業界に対し、引き続き働きかけを行なうとともに、ゼネコン企業とも直接交渉を行なうことで、建設業界の変容を図ること。
- 3-2. 2025年4月から施工されたクリーンウッド法のガイドラインの不備を改善に向かわせること。

#### [牛肉]

- 4-1. 牛肉における森林破壊リスクの認知度を向上させること。
- 4-2. 牛肉の DCF 調達方針を策定する企業の事例を生み出すこと。
- 4-3. 放牧地の利用や開発に伴う炭素の排出に対応する観点から、WWF ジャパン内で気候エネルギーグループと連携すること。

#### [カカオ]

- 5-1. 【プロジェクト 7】と連携した形で、日本市場へのサステナブルなカカオの流通と、企業による調達改善を継続すること。

#### [天然ゴム]

- 6-1. サプライチェーンの下流側の企業と、天然ゴム生産の現場を結び付け、協働を進展させること。
- 6-2. 持続可能な天然ゴムに向けたルール作りの場である企業プラットフォーム「GPSNR (Global Platform for Sustainable Natural Rubber) : 持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム」での貢献を継続しつつ、今後の関与の在り方を検討すること。

#### (2026.6期 活動計画)

##### [全体]

- ・ 各森林コモディティを横断した観点から、情報発信やメディア勉強会を実施する。
- ・ WWF ジャパン内の金融グループと連携し、TNFD に特に注目した企業への働きかけを行なう。
- ・ 企業経営層を対象に、各森林コモディティのサプライチェーンの改善を、企業が働きかけることが、投資価値として重要であることを伝える。
- ・ 小売企業の生物多様性方針および個別調達方針の改定をサポートする。

##### [パーム油]

- ・ リジェネラティブ農業を含めた、インドネシアの小規模農家支援プロジェクトからネイチャー・ポジティブに貢献できるような大手企業とのパートナーシップの締結を目指す。

#### [紙]

- ・ パートナー企業や、コミュニケーション的な側面等から、大きな影響力を持つ企業等を対象に、紙の調達方針や目標を策定するよう働きかけ、持続可能な紙市場の拡大を働きかける。
- ・ サプライチェーンを通じた生産地・生産者支援やネイチャー・ポジティブに資する新規・既存プロジェクトの開始・拡大に向けて働きかけを継続。
- ・ インドネシアの製紙用植林地開発についてモニタリングを継続実施。過去与えた負の影響の補修に関する FSC のフレームワーク (FSC Remedy Framework) に参加し、適切な進展を働きかけ、現地ステークホルダーへの支援を行なう。

#### [木材]

- ・ 不動産企業、およびゼネコン企業、各 1 社と、木材調達方針の改善支援を実施。
- ・ 過去に同様の支援を行なった、他の不動産企業にも改善状況を確認しつつ、ゼネコン業界への働きかけを行なう。
- ・ 2023 年に改訂され、2025 年 4 月から施工されたクリーンウッド法のガイドラインの不備を指摘し、改善に向けた動きを喚起するため、同法の有識者委員会にメンバーとして継続参加する。

#### [牛肉]

- ・ 大手企業を対象に、牛肉の GHG プロトコルに沿った算出のサポートを気候グループと共同で実施。
- ・ 大手企業に、牛肉の DCF 調達方針の策定を促す。
- ・ WWF オーストラリアと情報共有をしながら、農場における、土地利用改善プロジェクトの可能性を探る。

#### [カカオ]

- ・ カカオを原材料として輸入している、日本の大手小売企業に対し、調達方針の策定を働きかける。

#### [天然ゴム]

- ・ 天然ゴムの生産や調達に関わる企業との協働や働きかけを継続。サプライチェーン最上流の生産地における自然生態系や人権への配慮、自然再生、持続可能な調達等の実践例の増加・

拡大に向けて働きかける。

- ・ GPSNR における Shared Investment Mechanism ワーキンググループの運営への貢献。

(前期との変更点)

中期目標 4 の [牛肉] のについて問題が同国のみの課題ではないことを鑑み、対象をオーストラリア産牛肉に限定しない形に修正。

中期目標の 6 に [天然ゴム] を追記する。これは過去に【プロジェクト 4】のメコン地域での活動の一環として取り組んでいたものだが、森林コモディティの一つとして再度位置づけを行ない、こちらに記述する。

(追記分) 6. [天然ゴム] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。

---

### 3) 海洋水産グループ 活動計画

海洋水産グループは、海洋保全にかかわる国際ガバナンス向上、海洋生態系の保全、持続可能な水産業の推進という 3 分野の取り組みを継続しつつ、現・中期計画では、これまでの南西諸島の活動を継続発展させるべく、国内外のサンゴ礁生態系の保全を目的とした新たなプロジェクトの立案、実施に取り組んでいる。国際的な問題として注目される海洋プラスチック問題についても、引き続き重要な活動分野の一つとし、活動計画を推進する。

主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026 年）と 2026.6 期の活動計画：

#### 【プロジェクト 1】持続可能な水産物の流通促進と、IUU（違法・無報告・無規制）由来水産物の流通排除

IUU（違法・無報告・無規制）漁業に由来した水産物が国内で流通するのを防ぐ水産流通適正化法の施行に向けた政策提言のほか、水産庁および地域漁業管理機関（RFMOs）に対し、問題のある漁業を監視する措置の導入などを訴える。また、水産会社や商社、小売り、外食産業などの企業や、そのサプライチェーンに対し、持続可能な水産物の調達とフルチェーン・トレーサビリティの確立を働きかける。

(中期目標)

#### 1. [国際 (RFMO)]

水産庁および地域漁業管理機関 (RFMOs) である WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員

会)、NPFC(北太平洋漁業委員会)に働きかけ、管理措置が確実に運用されるために、電子モニタリングが導入の目途が立っており、かつオブザーバーならびに乗組員の保護措置が導入されていること(対象魚種:太平洋クロマグロ、メバチ、キハダ、カツオ、サンマ、イカ、サバ)。

オブザーバー&乗員保護措置が導入されていること(内容としては、電子オブザーバーシステムの導入率拡大措置、オブザーバーカバー率の向上、労働環境の改善)。

## 2. [国内(法案)]

IUUフォーラムと協働し、水産庁および関係団体への働きかけを通じてNGOが認める魚種評価手法導入され、IUUリスクの高い国産および輸入魚種が漁獲証明制度(CDS)の対象となり、GDST-KDEsを含むフルチェーン・トレーサビリティをカバーする漁獲証明制度の導入体制が整っていること。

水産流通適正化法(流適法)におけるKDEsや導入予定の電子システムが、グローバルスタンダード作成にむけ、EUなど諸外国と調和されたものとなること。

日本政府がIUU Fishery Action Alliance(IUCAA)メンバーとなり、G7中心とした国々と連携したIUU対策が強化されること。

## 3. [企業(調達方針)]

持続可能な水産物調達方針に従い、水産物を取り扱う主要企業(小売業・飲食業・水産会社・商社等)がMSC・ASC認証調達拡大とFIP(漁業管理計画)、AIP(養殖管理計画)への支援等を進める企業・店舗が拡大すること

これらの企業や店舗が、世界の水産物トレーサビリティ標準であるGDST標準に従った基準を導入することでIUU漁業由来水産物を排除する事例がうまれること。かつ企業によるRFMO・国への管理強化の働きかけが主流化すること

(2026.6期 目標)

## [国際(RFMO)]

### 1-1. WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会):太平洋クロマグロの管理戦略評価

(Management Strategy Evaluation: MSE)が合意されること。クロマグロについてのWWFジャパンのポジションがWWFネットワーク内で合意され、WCPFCに提出されることにより、クロマグロ管理の問題点について広く周知され、ステークホルダー間で課題が共有されていること。南太平洋ビンナガ、太平洋メバチの漁獲管理ルール(HCR)が合意されること。

### 1-2. NPFC(北太平洋漁業委員会):NPFCの管理魚種(イカ類、マサバ、サンマ、マイワシ等)の管理強化のため、管理基準値に関する議論が進捗すること。IUU対策強化策(CDSなど)のための議論が進むこと。

### 1-3. 沿岸漁業種:最大持続生産量(MSY)に基づく水産資源の管理導入について前向きな反応が増えること。

### 1-4. 電子監視・電子オブザーバー・トレーサビリティ:EM(電子監視)開発や導入が進捗すること。トレーサビリティの導入にむけた協議が行なわれること。

## [国内（法案）]

- 2-1. 主要データ要素（KDEs: Key Data Elements）や電子システムのグローバルスタンダード作成にむけて、水産庁と EU などの諸外国との具体的な対話が始まっていること。ウナギといった IUU リスクの高い魚種の追加のための世論が形成されること。
- 2-2. IUU Fishery Action Alliance (IUUAA)：日本政府が IUUAA のオブザーバーとなること。
- 2-3. 情報収集・整理：上記の取り組みに必要な情報が収集できていること。
- 2-4. アウトリーチ：メディア含む、世論の IUU 問題に対する関心・危機感が継続・拡大していること。

## [企業（調達方針）]

- 3-1. 寿司チェーンの少なくとも 1 社が CoC 認証の取得を Expo2025 大阪・関西万博の開催期間中に発表すること。および店舗でキャンペーン等が試行され、調達方針の策定にむけた話し合いが進んでいること。
- 3-2. 主要なリテーラーのうち少なくとも 3 社で、水産物に関する調達方針の改善が行なわれ、情報公開が行なわれていること。
- 3-3. 大手水産企業の GDST パイロット導入が完了していること。
- 3-4. ブルーファイナンスプロジェクトが無事完了し、2027.6 期以降に向けた戦略が立っていること。2021.6 期に比べ、より多くの日本の金融機関がブルーファイナンスを認知し、実践に向けた動きを見せていること。金融機関の行動変容を進めるために、対話のみならず協働を通じ好事例の創出が図られていること。

## (2026.6 期 活動計画)

### [国際（RFMO）]

- ・ WCPFC に関連した会合（年次会合、科学委員会等）や、必要に応じて付随するワーキンググループに出席し、HCR 導入や IUU 漁業防止のため、ステークホルダーに働きかけを行なう。太平洋クロマグロについて WWF のポジションを作成し、会議で働きかけを行なう。メバチ、ビンナガについては、日本ステークホルダーとともに要望書を提出する。
- ・ NPFC に関連した会合（科学委員会、年次会合）に参加すると共に、水産庁との直接対話を通じ、NPFC 管理魚種の管理強化、および IUU 漁業防止のための働きかけを行なう。NPFC の WWF ポジションを作成・提出する。に出席するとともに、イカ類の管理強化に向けての情報収集および水産庁、NPFC 加盟国への働きかけを行なう。
- ・ 沿岸魚種に関しては、ステークホルダー会議に参加し、情報収集を行なうとともに、会議内で、持続可能な資源管理の必要性を訴える。
- ・ EM については、国内の EM 開発企業や漁業会社と面談し、拡大について協議する。

- ・ トレーサビリティについては、IUU フォーラムと連携し、セミナー等（アジアシーフードショー、東京サステナブル・シーフード・サミットなどなど）を通じて、トレーサビリティのメリットを訴える。

#### [国内（法案）]

- ・ EU、アメリカ、東アジアの各 IUU Coalition と連携し、政府間の対話を促進させる。ウナギについては、土用の丑の日や12月のシラスウナギの流通法適用開始のタイミングに合わせて対外的な発信を行なう。
- ・ 水産庁との直接対話を実施。各イベントなどでも引き続き IUUAA を紹介し、日本政府の参加機運を醸成する。
- ・ 情報収集および必要に応じた IUU 基礎調査の実施（サンマの流通調査など）。
- ・ 『生きている地球レポート：海洋版（仮題）』の日本語版作成と発信。
- ・ CITES の動きに対応したウナギファクトシート第3弾の作成の検討。ウェブサイト上の情報の更新。
- ・ IUU 漁業の撲滅に向けた政策提言の後押しとなるアウトリーチ活動の継続実施。
- ・ 大阪関西万博まわりの機会をとらえたアウトリーチ活動。
- ・ フィッシャーマンズジャパンとの連携と被災地水産業支援の動きの発信。
- ・ タイの人権保護団体 LPN と連携した IUU 問題への取組み模索の継続と発信。

#### [企業（調達方針）]

- ・ 寿司チェーン企業の調達方針策定にむけた方向性とステップの確認と合意。
- ・ 対話を通じた CoC 認証の取得と、将来の調達方針策定についての合意、公表。
- ・ 店舗でのサステナブル・シーフードをテーマにしたキャンペーンの実施にむけた、計画の協働と試行。
- ・ 水産未来サミットを通じた、サステナブル・シーフードの普及プロジェクトのリード。およびメンバーの生産者の調達改善とサステナブル・シーフードの販促拡大。
- ・ 『おさかなハンドブック』の改訂と、キャンペーン用の改変版の作成。
- ・ リテーラー企業と水産物調達方針について対話と情報提供を行なう。また、調達方針の課題とリスクに関するセミナーを行なう。
- ・ トレーサビリティ向上の一環として、WWF パルーとともに大手水産会社が取り組む GDST

パイロットの導入を支援する。可能ならばその成果について対外発信を行ない、他社の GDST 導入を促進する。IT 企業とともに漁業電子化にむけた働きかけを検討する。

- ・ ブルーファイナンス促進のため、金融機関、政府、水産企業、小売等各種関連ステークホルダーと対話。水産業界において大きな役割を持つ地方銀行の関心事や課題感を理解するため、対話を開始する。

(前期との変更点)

中期目標の 2 [国内 (法案)] について、活動の進展に伴い、下記の内容を追加。

- ・ 水産流通適正化法 (流適法) における KDEs や導入予定の電子システムが、グローバルスタンダード作成にむけ、EU など諸外国と調和されたものとなること。
- ・ 日本政府が IUU Fishery Action Alliance (IUUAA) メンバーとなり、G7 中心とした国々と連携した IUU 対策が強化されること。

## 【プロジェクト 2】 漁業改善と資源管理強化による水産業影響の軽減

マグロやカツオ、イカ、ウナギ、といった日本の消費による影響が大きな魚種について、漁業資源の保全や混獲の防止などを促進するため、水産庁や地域漁業管理機関 (RFMOs) に提言。さらに国際合意のもと、持続可能な漁業資源の利用と管理を求める。また、国内外の漁業者や企業に対しても、MSC (海洋管理協議会) の持続可能な漁業認証の取得や、FIP (漁業改善プロジェクト) の実施を促進する。

(中期目標)

1. 日本の消費による影響が大きい魚種について、RFMO および政府・関係機関への働きかけを通じた主要な管理魚種における TAC および適切な管理措置の導入と、MSC 取得または FIP の推進を通じて、資源が維持または改善に向かっていること。  
また、混獲や投棄、ゴーストギア・フィッシングなど生態系へのインパクトが減少していること。

### 2. 漁業改善支援

[カツオ]

WWF ネットワークと連携し、世界で漁獲・消費の大きいカツオ (3 位) およびキハダ (7 位) 漁業で、MSC 認証の取得と、FIP (漁業改善プロジェクト) への参加が進み、世界第 4 位のカツオ漁獲国であり世界の約 1 割を消費する日本の市場において MSC 認証を受けた漁業によるカツオの取扱いが拡大していること。

[アメリカオオアカイカ]

2025 年までに、日本の消費が大きく、かつ IUU 漁業由来リスクが高いペルー産オオア

カイカについて、漁業改善の推進を通じて、資源や生態系へのインパクトが減少していること。

[能登復興支援]

能登半島地震の復興にむけて、持続可能かつ震災前よりも多角的に見て地域価値が向上するような漁業の実現を目指すこと。

今中期中にターゲットとなる地域、漁業を選定し、プロジェクトのロードマップを作成すること。

(2026.6期 目標)

[カツオ]

- 2-1. 大阪・関西万博を中心に、本活動について広く周知され、MSC 認証商品の拡販や、CoC 認証取得の広がり貢献すること。

[アメリカオオアカイカ]

- 2-2. 産地であるペルーの水産会社で、電子トレーサビリティシステムの利用が継続・拡大していること。
- 2-3. 現地での FIP（漁業改善プロジェクト）の完了目標年を 2028.6 期に変更し、それに向けて MSC 認証漁業の規準への適合率が 80%以上に達していること。
- 2-4. 南米の漁業から日本の輸入業者までのトレーサビリティが確保され、日本の輸入業者と現地水産会社とのシステム連携に向けた準備が整っていること。また、消費者までつながるトレーサビリティの確保に向け、小売企業との対話が行なわれていること。

[能登復興支援]

- 2-5. イカ漁を主力とする能登の水産業復興に向け、イカサミット等を開催。これら通じ、日本および可能ならば世界のステークホルダーに対し、イカ類の持続可能な管理をもとめるワンボイスを作成、発信すること。
- 2-6. スルメイカの国際管理を実現する 2027.6 期以降の戦略を作成する。そのカギとなる日中のステークホルダーを明らかにすること。
- 2-7. 能登復興プロジェクトの大枠を作成すること。

(2026.6期 活動計画)

[カツオ]

- ・ 大阪・関西万博のパビリオンにおいて、カツオと MSC 認証に関連した動画を放映。企業や一般消費者による MSC 認知度やニーズを高める。機会があれば別の場でも同様の取り組みを展開する。

[アメリカオオアカイカ]

- ・ ペルーの水産会社との電子トレーサビリティシステムの導入に関する協力
- ・ ペルーの漁業者・現地水産会社・政府機関・研究機関を含むステークホルダーとの協働による FIP の推進
- ・ 日本の調達企業とペルーの水産会社とのシステム連携を含めた、トレーサビリティの改善に向けた協議の推進。FIP への関与に向けた対話と働きかけ。

#### [能登半島支援]

- ・ 国内外とのステークホルダーと協力し、イカサミットを開催する。その成果物として、能登の水産業の復興に欠かせない、持続可能なイカ資源の利用について、ワンボイスを作成し発信する。
- ・ WWF 中国とともに 2025.6 期から実施している中国イカ産業調査を完了させ、カギとなるステークホルダーを抽出する。
- ・ 能登地域のステークホルダーとの対話を通じ、能登の漁業復興に向けた支援の具体的な方法を模索する（GDST 導入など）。

### 【プロジェクト 3】 養殖業改善を通じた HCVA（保護価値の高い海域）の保護および環境負荷の削減

世界各地で拡大する養殖水産物の生産が、天然資源や海洋環境に悪影響を及ぼしていることを受け、日本が特に生産、輸入、消費している養殖水産物を持続可能なものにする ASC（水産養殖管理協議会）認証や AIP（養殖業改善プロジェクト）の推進をはかる。これらを通じて、国内外の養殖の現場周辺での、野生生物や海の生物多様性の保全に取り組みながら、地域が抱える社会問題などについても、解決を目指していく。

#### (中期目標)

1. 日本が消費・生産する主要な養殖水産物において、養殖に伴う環境・社会的影響を軽減するため、マーケット（調達企業）の影響力を利用し、より包括的な AIP（養殖業改善プロジェクト）を推進し、海洋環境、生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが 5 件生まれること。
2. 養殖改善支援

#### [国内]

- ・ 生物多様性が豊かな海域で操業される養殖業が、マーケットの理解とサポートのもと、ASC 認証の取得に向けた改善が促されることで、環境負荷が軽減し、かつその地域の生物多様性・環境保全に資する事例が創出されていること。

[チリ・サーモン養殖改善支援]

- ・ 日本が消費するサーモンの養殖に伴うチリでの環境・社会的影響を軽減するために、マーケットの影響力を利用し、より包括的な AIP の推進を通じて、チリの海洋環境・生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが生まれること。

[インドネシアエビ養殖改善支援]

- ・ 日本が消費するエビの養殖に伴うインドネシアでの環境・社会的影響を軽減するために、より包括的な AIP の推進を通じて、インドネシアの海洋環境・生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが生まれること。

(2026.6 期 目標)

[国内]

- 2-1. ブリの ASC 取得維持にかかる課題解決に関し、リテラーや関係機関との具体的な活動計画が立案され、実行体制が整うこと。養殖業成長化産業推進プランに反映されること。

[チリ・サーモン養殖改善支援]

- 2-1. チリの漁業法の改正に向けたプロセスの中で生態系保全の視点が協議されていること。
- 2-3. チリの海洋保護区の優良管理基準の承認に向けたプロセスが進んでいるとともに、地域コミュニティ主体のモニタリングをはじめとした海洋保護区の優良管理が拡大していること。
- 2-4. チリイルカの保全計画がチリ政府に承認されていること。
- 2-5. 2029 年 3 月の完了に向けて、資源評価手法のレビューが行なわれ、チリで小型浮魚の FIP が進捗していること。それとともに、新たな小型浮魚 FIP が開始されていること。
- 2-6. 日本での生態系保全の視点を踏まえたチリ産サーモンの持続可能な調達に向けて、WWF として求めることが調達企業によって行なわれていること。

[インドネシアエビ養殖改善支援]

- 2-7. インドネシア・スラウェシ島での AIP の今後の方針が、ボマール社をはじめとする関係者で合意されていること。
- 2-8. インドネシア・ジャワ島でミサヤミトラ社が調達している、エビ養殖の ASC 認証・AIP の規模が拡大していること。
- 2-9. インドネシア・スマトラ島沿岸での天然親エビ（養殖用の稚エビの親となるエビ）漁業で、資源評価に必要な漁業データの収集が行なわれていること。また、天然親エビの生息域の保全と持続可能な漁業を目的とした海洋保護区の設置に向けて、承認プロセス入りに必要な準備が整っていること。
- 2-10. 日本への流通を含めた、トレーサビリティの確保を含めた養殖エビの調達改善に向けて、実行可能な取り組み案が作成されていること。

(2026.6期 活動計画)

[国内]

- ・ 水産庁やリテラーとの対話の機会を創出し、日本ブリ類養殖イニシアティブ（Japan Seriola Initiative：JSI）からの提案や計画立案をサポートする。

[チリ・サーモン養殖改善支援]

- ・ チリの改正漁業法に生態系保全の視点を組み込むための提言およびステークホルダーへの働きかけ。
- ・ チリの海洋保護区の優良管理基準の承認に向けたステークホルダーとの連携。また海洋保護区間のネットワーク構築の推進およびモニタリングに関する地域コミュニティの能力強化。
- ・ チリイルカの保全計画の承認に向けたステークホルダーとの協議・調整。
- ・ チリのステークホルダーとの協働による現行の FIP の推進、新たな FIP の開始に向けた準備・調整。
- ・ 生態系保全の視点を踏まえたチリ産サーモンの持続可能な調達に向けて、日本企業に求めていくことの議論・整理。それをもとにした企業との対話・働きかけ。

[インドネシアエビ養殖改善支援]

- ・ インドネシア・スラウェシ島でのステークホルダーとの協働による AIP の推進および協議。
- ・ インドネシア・ジャワ島でのステークホルダーとの協働による AIP の推進および協議。
- ・ インドネシア・スマトラ島での、ステークホルダーとの協力による天然親エビの漁業改善の推進、保護区の設置に向けたステークホルダーとの協議。
- ・ 土地転換のない調達を含めた養殖エビの持続可能性に関する日本の調達企業との対話・働きかけ。

## 【プロジェクト 4】プラスチック汚染の根絶と資源循環推進

世界的な問題となっているプラスチック汚染について、国際協定の新設を求める活動を展開。さらに日本国内でも、排出の抑制と適正な資源循環につながる効果的な法制度の実現や企業行動の変容を目指し、働きかけを行なう。また、海洋プラスチックごみの大きな原因である、漁網などの漁具についても、自治体や漁協、企業と協力し、環境負荷の低い漁具の設計や回収、リサイクルを促進。地域の資源循環モデルの構築を目指す。

(中期目標)

## 1. [政策]

- ・ プラスチック汚染の問題解決に向けた、効果的な国際条約の内容が 2025 年までに合意され、そのプロセスに日本も積極的に参加していること。
- ・ 日本の国内制度において、WWF が求める水準の行動計画が導入されていること。
- ・ 日本で、漁業由来のプラスチックごみの流出抑制・回収に効果的な法制度が導入されていること。

## 2. [企業]

- ・ 主要な日本企業の 10 社が、プラスチックに関する方針や取り組みを、WWF が求める水準で導入・実行していること。
- ・ プラスチックを多用する主要な企業の少なくとも 2 社で、マテリアルフロー全体において、改善に向けた取り組みが進んでいること。
- ・ プラスチック製の漁具を扱うメーカーにより、漁業者が適正に管理しやすく、環境負荷の低い漁具の設計や、下取り、水平リサイクル等の資源循環的生産への取り組みが、少なくとも 5 社で進んでいること。

## 3. [漁具（ゴーストギア）]

- ・ ゴーストギア（海中に廃棄されたプラスチック製の漁具）に関する取り組みとして、「漁具を適正管理する地域プロジェクト」を展開し、流出リスクの高い国内漁業者による使用済み漁具の、適正な流出防止・回収・再利用を目指すこと。またこれらが、自治体単位で実施されるベストプラクティスが、10 都市で展開・構築され、情報共有・対策展開の拡大が行なわれていること。
- ・ 知事の許可を得て行なわれる漁業・漁業権漁業の中で、県が管轄している漁業について、大手水産会社による、漁具の適正管理が行なわれている例が 10 件誕生していること。
- ・ 少なくとも 10 県で、県レベルでの漁業関連での資源循環政策が成立し、条例化されていること。
- ・ 地域での取り組みとして、グローバル・ゴーストギア・イニシアチブ（GGGI）や、MSC 認証、ASC 認証、WWF の海外オフィスと連携し、中国、香港または韓国で、同様の取り組みが始まっていること。

(2026.6 期 目標)

### [政策]

- 1-1. プラスチックの流出抑制や廃棄物管理策とどまらず、上流対策（禁止や段階的削減、製品設計要求等）を含むライフサイクル全体をカバーした、法的拘束力のある国際条約文書が採択されていること。

- 1-2. 日本の政府担当者と、漁業も含み現行の法制度における課題を共有した上で、一部の分野で具体的な改善に向けて対話が進んでいること。

#### [企業]

- 2-1. プラスチックの上流を含むライフサイクルで法的拘束力のある国際ルールに基づく野心的な国際プラスチック条約を求める企業の声が日本政府に届き、条約の交渉に影響を与えていること。
- 2-2. 主要企業において、資源循環に向けた方針、目標、実績の開示により、活動の改善が進んでいること。
- 2-3. 製網メーカーに WWF ジャパンが作成したゴーストギア関係の報告書の用いた対話を行ない、各社の取り組み（リサイクル前提設計、漁具 to 漁具、リースモデルなど）に WWF の観点を盛り込むよう働きかけを行なうこと

#### [漁具（ゴーストギア）]

- 3-1. 地域の漁具管理・政策改善の取り組みに進捗があること。北海道稚内市での漁網回収事業の、リサイクル製品販売に向けた具体的な話が進んでいること。宮城県気仙沼市での取り組みが進んでいること。
- 3-2. 2025.6 期に WWF ジャパンが公開したゴーストギア報告書を活用し、地域の各関係者への支援や働きかけが行なわれていること。地域の課題から政策提言につなげる具体的な案が考えられていること。
- 3-3. 国際団体や WWF 海外オフィスとの連携に向け、ゴーストギア報告書の英語版を発表していること。
- 3-4. ゴーストギア調査隊のフィールド活動が完了していること。
- 3-5. ゴーストギア調査の最終報告書の発表、情報発信と政策提言が完成していること。その後の活動の地域への移譲と新たな計画が策定されること。

#### (2026.6 期 活動計画)

##### [政策]

- ・ 国際プラスチック条約企業連合（日本）をリードし、他の NGO/NPO と協力しつつ、メディアに効果的に働きかけ、環境省を中心とした政府との対話・交渉を継続する。INC（政府間交渉委員会）等の重要な機会に提言を実施し、メディア向けの勉強会を開催する。
- ・ 国内 NGO/市民団体連合（減プラネット）としての環境省を窓口とした政府との定期的な対話プラットフォームの場を通じて、分野ごとに働きかける。

##### [企業]

- ・ 野心的な国際プラスチック条約を求める企業が連携し、日本政府への提言を実施するよう調

整し働きかける。

- ・ 主要企業との対話を継続する。さらに主要企業が自らの状況を開示し、資源循環の推進に向けて話し合う企画を実施する。
- ・ 漁具メーカー、水産会社と対話を続ける。自社の取り組みが進んでいる企業には、サプライチェーン全体へ広げるために働きかけを行なう。

#### [漁具（ゴーストギア）]

- ・ 北海道稚内市における漁網回収サイクルの自走支援を継続する。
- ・ 宮城県気仙沼市において、漁網リサイクル以外にも視野に入れた取り組みを検討する。そのための関係者との対話を進め連携の可能性を探る。
- ・ WWF ジャパンのゴーストギア報告書を用いた関係者への対話を行ない、現状と課題を整理する。
- ・ ゴーストギア調査隊や地域の関係者と連携した政策提言について、経済合理性の観点も踏まえた戦略を考える。
- ・ ゴーストギア報告書の英語版を作成し、情報発信を行なう
- ・ 海外での取り組み（漁具EPRと漁具マーキング等）を整理し、日本に対策を取り入れる際の懸念点を整理する。
- ・ 国内沿岸の7海域で、調査と結果報告を6回、回収を1回、産廃処理の完了を目指す。また関係者への追加ヒアリング調査と、各海域の報告書の作成・発信を行ない、これらを踏まえた政策提言を行なう。
- ・ 日本近海で見つかり、回収されたゴーストギアのデータを、WWF ドイツが制作したアプリにインプットする。これは日本近海のゴーストギアの情報として、データベースに収録される。

#### **【プロジェクト5】サンゴ礁生態系を含むコーラル・トライアングルの生態系保全**

海洋生態系の中でも特に生物多様性が豊かなサンゴ礁環境を保全するため、国内および東南アジアの中で優先的に保全すべきエリアを特定。必要な基礎情報の調査と、外部の関係者や団体・機関との協力関係の構築に取り組む。将来的に、行政、事業者、住民、研究者、市民団体などの利害関係者と連携した、サンゴ礁保全のパイロットモデルの実現と、保全のための法規制の強化などを目指す。

(中期目標)

### 1. [国内]

国内の重要サンゴ礁・サンゴ群集生態系について、サンゴやそこに生息する生物、生態系そのものへの影響を予防・軽減・回避すること。そのために、利害関係者（行政、事業者、住民、研究者、NPO等）と連携し、フィールド活動を展開すること。

### 2. [東南アジア：コーラル・トライアングル]

WWF 海外オフィスと連携し、コーラル・トライアングル（東南アジア海域）でのサンゴ礁生態系保全を推進すること。日本の企業やマーケットとの関連が確認された場合には、対象企業やマーケットとの協働を通じた保全の推進を図ること。

### 3. [石垣島白保]

石垣島白保地区において、地域主導のサンゴ礁生態系の保全体制を確立すること。また、これまでの活動が継続するよう、旧 WWF サンゴ礁保護研究センター「しらほサンゴ村」の地元への移管後も、活動主体である NPO 法人「夏花」ならびに白保公民館を支援すること。

## (2026.6 期 目標)

### [国内]

- 1-1. 鹿児島県奄美大島の国直海岸におけるサンゴ礁生態系保全の必要性・重要性について、地域のステークホルダー（国直集落、大和村役場等）が認知していること。
- 1-2. 四国沿岸の高緯度サンゴ群集域に関する情報収集・発信が進み、主なステークホルダー（四国等の対象県・市町村、メディア、沿岸利用事業者）の認知向上に貢献していること。

### [東南アジア：コーラル・トライアングル]

- 2-1. マレーシア沿岸の保全活動対象地域での爆破漁業探知装置の設置と、パトロール・システムの構築が完了すること。
- 2-2. 海外のサンゴ礁保全計画の目標設定・手順・方法の進捗管理が向上し、2027.6 期以降の活動精度向上に貢献すること。

### [石垣島白保]

- 3-1. 2027.6 期以降、WWF が沖縄県石垣島白保地区のサンゴ礁保全にどう関与するか。その方向性が定まり、地元で活動を引き継いでいる NPO 法人「夏花」および公民館との間で、それが合意されていること。
- 3-2. 「夏花」の活動資金の調達能力、ならびにプロジェクト管理能力に一定の向上が見られていること。

## (2026.6 期 活動計画)

### [国内]

- ・ 奄美大島の活動現場の主要なステークホルダー（国直集落住民、自治会、大和村役場、観光

事業者、漁業者、NPO、奄美海洋生物研究会、環境省）との対話を通じ、活動への理解と、協力の機運を醸成する。また、主要なステークホルダーの意見を統合した、2030.6 期までの活動計画を作成する。

- ・ 2030 年までに目指すゴールから、サンゴ礁及び集落の暮らしの調査の全体像・想定成果を定め、年毎の調査計画を策定する。また、その調査を開始する。
- ・ 2027.6 期以降の国内のサンゴ礁保全のネットワーク内での連携と役割について、公財) 黒潮生物研究所と合意する。
- ・ 四国に続く、第 2 弾の高緯度サンゴ群集に関する報告資料を作成し、発表する。また、第 3 弾の対象地域と執筆協力者を特定し、協力の同意を得る。

#### [東南アジア：コーラル・トライアングル]

- ・ 2026 年 6 月までに、マレーシア沿岸の 3 つの島のコミュニティで、20 人以上の調査員に必要な安全装備を提供し、緊急時の初動対応のトレーニングを実施する。
- ・ 2025 年 12 月までに、WWF マレーシアのフィールドスタッフ 1 名が、爆破探知器の適切な配備やその他の重要な現場スキルに関するトレーニングを受ける。
- ・ 2025 年 12 月までに、少なくとも 4 つの取り締まり機関の関与を強化できるよう、マレーシア政府への働きかけを行なう。

#### [石垣島白保]

- ・ 2027.6 期以降の WWF ジャパンによる白保でのサンゴ礁保全活動への関与について、合意形成を完了する。
- ・ 「夏花」のキャパシティ・ビルディングを支援する。また、資金調達力の強化も支援し、地域での活動が継続的に行なわれるようサポートする。

---

## 4) 野生生物グループ 活動計画

野生生物グループでは、WWF ジャパンの野生生物取引調査部門である TRAFFIC が注力している、ペットや象牙など、日本国内の消費が関係する野生生物の取引問題への取り組みを展開。また、各国の WWF と協力して、南西諸島およびアジア地域における生息地の保全と密猟対策の強化等を通じた活動を行なっている。特に、2022.6 期からの現・中期計画では、国際的な支援が求

められている希少種、ユキヒョウ、アフリカゾウ、ジャガーの保全を目的としたプロジェクトの設計、開発に取り組んでいる。

## 主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：

### 【プロジェクト1】 ペット利用される野生動物の日米市場の変容・需要削減プロジェクト

野生動物のペット利用による絶滅をゼロにするため、WWF 独自の基準に基づくオンラインツール「エキゾチックペットガイド」の開発と、需要削減、業界変容を目指す。さらに、政策面では、感染症法、動物愛護管理法、種の保存法などによる、野生生物の輸入と国内取引・飼育の規制強化、およびワシントン条約に基づく取引規制を求める提言活動を行なう。ツール開発と業界変容は、日米オフィスで連携して実施する。

#### （中期目標）

1. WWF が策定するエキゾチックペットに関する自主基準にもとづく対象種の適性評価（ペットガイド）が、少なくとも4つの分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類）について作成され、日本語・英語対応のオンラインツールとして、日本とアメリカを中心に主要市場で活用されていること。
2. WWF・TRAFFIC のキャンペーンにより、日本の消費者によるペット利用される野生動物の需要が30～50%削減されていること。  
WWF ジャパンの働きかけにより、日本の消費者に影響力のあるメディア企業がペット需要につながる野生動物の取り上げ方を改善していること。
3. WWF の働きかけを通じて、日本・米国で少なくとも10のペット業界/事業者が WWF の基準に沿って責任ある野生動物の調達を行なっていること。
4. 動物愛護管理法、種の保存法による野生生物の輸入および国内取引・飼育の管理が強化され、野生動物のペット利用に関する抜本的法整備の検討が始まっていること。  
ペット取引が脅威となっている種あるいはグループ（特に、爬虫類、両生類、昆虫等）が、新たに CITES（ワシントン条約）に掲載、あるいは日本その他の生息国の法令により保護されていること。
5. WWF ネットワークでペットとして利用される野生動物の取り組みが認知されるようになり、WWF ジャパンの支援を通じて他の WWF/TRAFFIC オフィスがプロジェクトに取り組んでいること。

#### （2026.6期 目標）

##### [ツール]

- 1-1. ペットガイドのウェブサイトの拡充を図り、信頼性を高めること。

- 1-2. 日本とアメリカを中心とした主要市場で、ペットガイドの認知が向上し、活用されていること。

#### [消費者需要削減]

- 2-1. 前年度末に配信した、野生動物のペット需要の削減を目的としたキャンペーン動画（4種）の趣旨が、飼育意向者に伝わるよう改善されていること。
- 2-2. 意識調査、取引調査を実施し、2022年より3度にわたって配信と改善を繰り返し替えてきたキャンペーンの効果検証ができていること。
- 2-3. ペット需要を喚起しているメディアが、報道傾向の改善の取り組みを実施できていること。

#### [マーケット]

- 3-1. 野生動物をペットとして扱う、特に生体販売にかかわるホームセンターなどの大手企業2社が、この問題を企業が対応すべき課題として認識し、少なくとも1社が具体的な対応に着手していること。
- 3-2. 責任ある野生動物の調達に関する企業の先進事例が、その取り組みを公開していること。
- 3-3. 希少な野生動物のペット取引に対し、自主規制を呼びかけるペット業界団体に、さらなる行動を促すこと。
- 3-4. 外来生物問題という観点から、ペット問題に取り組むことの必要性・妥当性が検討されていること。

#### [政策提言]

- 4-1. 立法者、行政への働きかけの継続によって、動物愛護管理法の改正法案にWWFが提案する「展示の行為規制」が盛り込まれ、改正がなされていること。
- 4-2. ワシントン条約（CITES）で取引規制の対象となる可能性のある、9種の爬虫類取引調査の報告書が、メディアで報道され、爬虫類の取引規制に関する議論が活発化していること。2025年に開催される、ワシントン条約の第20回締約国会議（CoP20）において9種の附属書改正提案がなされた場合、規制強化の後押しとしても活用され、提案種の規制が強化されること。

#### [主流化]

- 5-1. ペットプロジェクトを実施する日米以外のWWF事務局と情報の共有を行ない、ネットワークの構築・活用ができていること。

#### (2026.6期 活動計画)

##### [ツール]

- ・ ペットガイド日本版ウェブサイトにも、両生類を含めた15種以上を新規掲載する。
- ・ ペットガイド掲載の際の評価基準（Ver.2）の和訳・公開と論文化の支援。

- ・ 掲載種の追加プロセスの標準作業手順書を作成する。
- ・ ペットガイドのウェブサイトの運用と改善、その検討。アクセスデータの解析。

#### [消費者需要削減]

- ・ キャンペーン動画の広告運用と改善。
- ・ 野生動物のペット飼育についての意識調査の設計と実施、報告書の発表。
- ・ 7種類の取引調査の実施、ブリーフィングペーパーの発表。
- ・ 野生動物のペット利用の見直しに賛同する声の拡散施策の実施と評価。
- ・ ペット需要を喚起するメディアに対し、改善を求める意見書の提出等を行なう。

#### [マーケット]

- ・ 企業による取り組み、およびペット市場の調査実施と報告書の公開、メディア向け勉強会の実施。
- ・ 業界改善の意思があり、その中でも優先すべき企業・団体との自主改善に向けた対話。
- ・ 外来生物問題に関連した野生動物のペット取引の調査と報告の発表。

#### [政策提言]

- ・ 政策決定者、行政、有識者への働きかけ。
- ・ 展示規制強化を求める機運の醸成。

#### [主流化]

- ・ 他国の TRAFFIC オフィスと連携した、関係国政府への働きかけ。

## 【プロジェクト 2】アジアにおける違法野生生物取引の削減プロジェクト

アジアで大きな問題となっている希少な野生生物の違法取引（IWT：Illegal Wildlife Trade）には、金融や輸送業界、e コマースといった、さまざまな業界のサービスが利用されている。その関係者や企業に対し、問題への理解を促進すると共に、アジア・太平洋地域の WWF が用意したツールや人材育成の機会を活用し、対策の実施を促す。また、東南アジアで発生している密猟や密輸の影響を受けている野生生物の生息地で、違法取引の対策活動を開始する。

#### (中期目標)

1. グローバル/地域/国レベルの金融、運輸、e コマースセクターの関係者が、違法な野生生物

物取引（IWT）のために、各セクターがどのように使用されているかを理解し、WWF のアドバイスに沿って対策を実施していること。

2. タイ中部のダーンシンコン地域において、野生生物違法取引に対する調査・摘発などの法執行活動と、地域コミュニティからの報告数が、前年に比べて1.5倍に増加すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. オンライン上でのIWT（野生生物違法取引）を阻止するためのAI/MLモニタリングシステムの開発・実用化に向けた外部組織、各種機関との連携強化。
- 1-2. IWTのオンライン監視制度の横展開
- 1-3. 人、動物、環境の健康を一つのものとする「One Health」アプローチを展開するため、Zoonotic Risk Predictorの対象地域での運用に向けたシステム構築を継続すること。また、WWFフランスを中心とした、WOAH（国際獣疫事務局）の既存のシステムの統合と連携強化をはかること。
- 2-1. タイ中部のダーンシンコン地域での成果を踏まえた、次期海外IWTフィールド支援プロジェクトの目途を立てると。

(2026.6期 活動計画)

- ・ システムのアップデートとアジア・太平洋地域での展開に向けたウェビナーやトレーニングの実施支援。
- ・ タイを含む海外での野生生物違法取引撲滅のためのフィールド活動計画について各国から情報を収集。
- ・ これらの活動と日本国内の問題との関連性の検討。

### 【プロジェクト3】日本の野生生物取引対策プロジェクト

希少な野生生物が日本に違法に持ち込まれ、また持ち出されている問題や、不適切に行なわれている野生生物取引を解決するため、運輸や航空、eコマース産業などの取引や物流に係る企業と、税関や警察など取り締まりを行なう行政機関の連携を促進する。また、違法な野生生物取引に関連する情報や事例の共有、さらに違法行為が発覚した時の対応のためのキャパシティ・ビルディングの支援などを行なう他、企業には自ら違法・不適切な野生生物取引を排除するポリシーの策定を促す。

(中期目標)

1. [IWT (Illegal Wildlife Trade) 対策]  
WWFの働きかけを通じて、違法な野生生物取引を撲滅するための取り組みを実施する企業5社（航空以外の輸送、金融）および、チャンピオン企業（航空）2社が、法執行機関との連携強化により野生生物の違法取引の起訴率向上に貢献していること。

## 2. [野生生物取引]

WWF の働きかけを通じて、不適切な野生生物取引を削減するため、対象企業（EC：最低限 2 社）で野生生物の取り扱いに対するポリシーが策定され周知されていること。

## 3. [リサーチ&アドボカシー]

合法であっても、持続可能ではない野生生物取引が把握され、規制もしくは企業のポリシーに反映されていること。

IWT に関する政策の優先度が上がり、野生生物取引関連の法律（種の保存法）の施行が、国際基準（ワシントン条約）に沿って適切に履行されていること。

### (2026.6 期 目標)

#### [運輸業界による IWT 対策の促進]

- 1-1. 日本の大手航空企業と対話を継続し、法執行機関への通報・報告フローが整理され、社内で周知されていること。その実績を展開することで、別の航空会社の社内でも認識が向上し、独自に違法取引に関する周知体制が確立されていること。
- 1-2. 前年度に完成させ、関係機関に共有したマテリアル（IMO（国際海事機構）のガイダンス・ガイドライン）の追加展開をフォローすること。

#### [EC 企業に向けた働きかけ]

- 2-1. これまでの企業との対話、調査、及び有識者の意見を可視化すること。それにより、優先的に働きかけを行なう国内の大手 EC 企業が、WWF が推奨する水準のオンラインにおける野生生物取引ポリシーを策定、公表すること。また、それにより他の大手 EC 企業にも検討を促すこと。
- 2-2. 取り組みが遅れている EC 企業については、従来よりも IWT 対策に注力したユーザー向けの啓発が実施されていること。

#### [リサーチ&アドボカシー]

- 3-1. 日本として懸念のある野生生物取引の分野、予防措置が必要な分野についてのデータが可視化できていること。特に違法取引については、モニタリングできる体制が構築できていること。
- 3-2. 「種の保存法」の改正と、ワシントン条約の第 20 回締約国会議（CoP20）に向けた必要な提言等を実施すること。

### (2026.6 期 活動計画)

#### [運輸業界による IWT 対策の促進]

- ・ 前年度に引き続き、航空企業や税関の状況整理を踏まえ、航空企業内でのフロー確立のためのフォローアップを行なう。
- ・ 前年度に制作した企業向け啓発動画の視聴状況の把握。

#### [EC 企業に向けた働きかけ]

- ・ 前年度に実施した調査をもとに検討した、EC 企業が持続可能な取引を推奨するための企画を実施する。また、その内容を報告書としてまとめ、EC 事業者に提示することで、業界としての取り組みを促進する。
- ・ 対話を行ってきた EC 企業に対する情報提供や、環境省主催の意見交換会で抽出された課題対策が着実に実行されるよう、対話を継続する。

#### [リサーチ&アドボカシー]

- ・ 日本の野生生物取引動向をまとめた報告書の発出
- ・ 種の保存法およびワシントン条約の動向に沿った見解の発出

### 【プロジェクト 4】 南西諸島フィールド保全プロジェクト

世界的にも生物多様性豊かな自然がのこされている南西諸島に生息する、固有の希少な野生生物を保全するため、保護区の拡大や管理の改善、またこの地域から違法に持ち出される野生生物の密猟や密輸の取り締まり強化を促進する。世界自然遺産登録地であり、イリオモテヤマネコの生息域でもある西表島の浦内川流域を筆頭に、域内の保全上重要なエリアで、環境 DNA 等を使った生物調査を実施。保全活動に活用していく。また、重要な生息地における開発等の緊急対応案件にも、他団体・学会等と連携して取り組む。

#### (中期目標)

1. 南西諸島の世界自然遺産登録候補地またはその周辺の複数地域において、保護区が拡大または既存保護区内の保全効果が向上し、そこに生息生育する CITES 掲載種/種の保存法の国内希少野生動植物種の種数または個体数の増加が見られること。
2. 南西諸島の世界自然遺産登録候補地またはその周辺の複数地域において、そこに生息生育する CITES 掲載種/種の保存法の国内希少野生動植物種の密猟・持ち出しが抑止されていること。

#### (2026.6 期 目標)

- 1-1. イリオモテヤマネコの生息地である沖縄県西表島の浦内川流域において、陸水域の拡大と、継続的な維持管理体制を確立すること。
- 1-2. 沖縄県宮古島において、ミヤコカナヘビの域内保全を促進すること。
- 1-3. 石垣島ゴルフリゾート計画の影響を受けるおそれのある名蔵アンパル周辺のカンムリワシ・キバラヨシノボリ等の希少野生生物、および生息地の保全を実現すること。
- 1-4. 南西諸島における緊急かつ重要な開発等の環境課題への相談対応・情報収集を行なうこと。

- 2-1. 奄美大島における野生動植物持ち出し抑止のための新ルールの制定・実施を支援すること。
- 2-2. 南西諸島の他の地域における、野生生物の違法取引の防止に向けた、官民連携を推進すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 西表島浦内川流域の旧稲葉地区に加え、干立地区における湿地再生と生物モニタリングを実施する。また、再生湿地の利活用として保全型エコツアー受け入れ事業の開始を支援する。
- ・ 宮古島の現地団体・自治体・研究者と連携し、下地島空港周辺のミヤコカナヘビおよびサシバの生息地における開発計画に対する生息地配慮策の提案・働きかけを行なう。
- ・ 石垣島の名蔵アンパルの流域内で、カンムリワシの生息地における大型ゴルフリゾート計画に対し、沖縄県、石垣市、事業者等に対し、生息地保全の配慮を要請、働きかけを継続する。また、石垣島固有種の絶滅危惧魚類イシガキパイヌキバラヨシノボリとヒョウモンドジョウの分布調査と系統保存を実施する。
- ・ 奄美大島の自治体で新たに制定に向けた動きがある、野生動植物の島外への持ち出し防止ルールの制定・制定後の普及への支援。
- ・ 南西諸島の野生生物違法取引対策に関わる環境省・自治体・現地団体・動物園・水族館・企業等と連携した対策促進のための協議の実施。

**【プロジェクト5】ヒマラヤ・ユキヒョウ保全プロジェクト（インド、パキスタン）**

インドとパキスタンにまたがるヒマラヤ山脈の西部で、地球温暖化により生息地が脅かされ、また人とのあつれきにより絶滅が危惧される希少種ユキヒョウの保全活動を支援する。ユキヒョウとその獲物となる野生の有蹄動物の個体数調査をはじめ、農村地域コミュニティとの共存に向けた施策を実施。また、持続可能な放牧地管理と家畜生産手法を開発し、高山生態系の保全に対する政策強化を目指す。

(中期目標)

1. インドおよびパキスタンのヒマラヤ西部で、コミュニティベースの保全が進み、ユキヒョウの個体数と分布域が増加あるいは安定していること。

(2026.6期 目標)

1. 関係者の認知向上と能力強化による、関係者の認知向上と能力強化によるユキヒョウと生息地の保全強化
2. ユキヒョウ生息地域において、コミュニティの主導での放牧地利用ビジョンの策定と管理計画の実施。

3. 重要な野生生物生息地における HWC（ユキヒョウやオオカミなど野生生物と人との軋轢）管理の支援。

4. ユキヒョウの生息地管理：西ヒマラヤの生態系の健全性のより深い理解

(2026.6 期 活動計画)

- ・ 地域住民組織「マウンテンガーディアン」へのトレーニング実施。
- ・ 地域住民（特に生徒学生）向けの普及啓発プログラムの実施。
- ・ ユキヒョウの保全に関係する政府・地方自治体職員、のキャパシティ・ビルディング
- ・ マルチステークホルダーによる地域放牧地協議会を設立し、チャンタンの「放牧地ビジョン」の普及／主流化を支援する。
- ・ パシュミナと羊毛の手工芸品について、女性への資材支援と技術開発トレーニングを提供する
- ・ 放牧地に優しいパシュミナやその他の製品について、包括的なビジネスと市場分析を行い、付加価値の向上を支援し、コミュニティ企業のための市場と金融のつながりを確保する。
- ・ 過去 2 年間にチャンタンの受益者に提供された襲撃防御手段（懐中電灯、フォックスライト、強化型家畜囲い）について、しっかりとしたモニタリングの枠組みを構築し、HWC 緩和の効果を評価する。
- ・ 既存のパイロット事業や他地域のベストプラクティスから、規模を拡大して再現するための知識共有を促進する。
- ・ ランドサットおよびセンチネル画像を用いた、土壌調整植生指数（SAVI）、緑化および褐色化パターンなどの生態系および生物多様性の健全性指標評価の実施
- ・ 前年度の現地調査に基づき、野生肉食動物と野生偶蹄類の生息状況と個体数についてデータ分析を行い、報告書を作成する。
- ・ ベースラインおよび対照圃場と比較して、パイロット圃場の植生の回復を評価する。
- ・ 上記の活動計画に基づいた現地での取り組みを支援する。
- ・ ユキヒョウが生息する地域のコミュニティに所属する、女性グループによるハンドクラフト日本での試験販売。
- ・ 活動資金の日本国内での募集と現地への支援。
- ・ 野生動物アドプト制度のユキヒョウ・スポンサーズの方々に対する活動のフィードバック。

## 【プロジェクト 6】 東アフリカ・アフリカゾウ保全プロジェクト（ケニア、タンザニア）

東アフリカのセレンゲティ、マサイマラ、アンボセリ、ンゴロンゴロなど、国際的に知られるサバンナの自然と、文化が共存する地域において、アフリカゾウをはじめとする野生生物の保全活動を支援する。対象となるコミュニティでの水資源や保護区の持続可能な管理、新たな雇用創出や女性ビジネスを支援し、将来的には、野生生物個体数が安定、増加し、地域の暮らしの生計の向上に貢献することを目指す。

### （中期目標）

1. セレンゲティ、マサイマラ、アンボセリ、キリマンジャロ、ンゴロンゴロなど国際的に知られた東アフリカのサバンナの野生生物の生息地と地域文化が共存する「SOKNOT(Southern Kenya and Northern Tanzania)ランドスケープ」で優先種（ゾウ、サイ、ライオン、リカオン）とその他のターゲット種（キリン、チーター、センザンコウ）の個体数が安定あるいは増加し、ターゲットコミュニティの生計向上に貢献していること。

### （2026.6期 目標）

- 1-1. 前年度までの検証と分析に基づいて特定した、人とゾウのあつれきが多発している地域での対策と連携が促進されていること。
- 1-2. 日本企業からの新規支援の獲得を模索すること。

### （2026.6期 活動計画）

- ・ あつれき解消に向けた活動計画の詳細を WWF タンザニアと策定し、現地での取り組み、物資の調達を支援する。
- ・ あつれきの実態について、地域が主体となってモニタリングできる体制の構築
- ・ 活動資金の日本国内での募集と現地への支援。
- ・ 野生動物アドプト制度のアフリカゾウ・スポンサーズの方々に対する活動のフィードバックを行なう。

## 【プロジェクト 7】 ブラジル・ジャガー保全プロジェクト

南米最大の肉食獣であり、アマゾンの生態系の頂点に立つ野生動物でありながら、今もその詳しい生態や個体数が知られていないジャガーの調査保護を推進する。開発の脅威にさらされるブラジルのアマゾンで、ジャガーの個体数動向を可視化し、地域コミュニティ、地方、国レベルでの保全にむけた取り組みを支援。また、ジャガーの生息地が育む南米の生物多様性を守る取り組みも支援していく。

### （中期目標）

1. ブラジルのアマゾンにおけるジャガーの個体数把握が進み、国レベルの保全計画の策定・実施に寄与していること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. ジャガーのモニタリング調査の手法が整理され活用できる形になっていること。
- 1-2. アマパ州西部の対象地域で、住民とジャガーの間で生じているあつれきの課題が整理され、施策が進んでいること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ WWF ブラジルと、国の施策に活用できるモニタリングとあつれき問題の解消に向けた地域の調査と活動のための計画の詳細を策定し、現地の取り組みを支援する。
- ・ 活動資金の日本国内での募集と現地への支援。
- ・ 野生動物アドプト制度のジャガー・スポンサーズの方々に対する活動のフィードバックを行なう。

---

## 5) 淡水グループ 活動計画

日本で消費される農産物や工業製品の生産により、海外で過剰な水消費や汚染が深刻な環境問題となっていることを受け、水消費や汚染などと、その母体となる河川や湖沼、湿地といった流域の自然環境を保全するため、現・中期計画では、サステナブル・コットンの拡大を目指した企業への働きかけと、海外のフィールドの保全計画の立案を推進。また、日本の貴重な水環境である水田生態系の保全に、減災の観点を組み込んだ取り組みを行なう。

主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：

### 【プロジェクト1】テキスタイル・コットン産業改善プロジェクト

健全な淡水資源とその母体である水辺の自然環境を脅かす、農業や工業による水の過剰な利用と開発。日本で広く利用されているコットン（綿）製品の生産も、海外でこうした問題を引き起こしている。そこで、コットン製品を扱う日本のアパレル・小売り・商社などの繊維関連産業に働きかけ、環境に配慮した水利用による「サステナブル・コットン」の調達を要請。その実施によるコットン生産国での環境負荷低減に取り組む。

(中期目標)

1. 日本の主要なコットン取り扱い企業の上位数社がWWFの求める水準の調達方針を策

定・公開していること。

2. WWF ジャパンが海外のウェットランド保全プロジェクトを支援し、サステナブル・コットンの生産・調達の事例が少なくとも1つ実現していること。

#### (2026.6期 目標)

- 1-1. 日本企業による持続可能なコットンの調達方針の策定事例を1件以上成立させること。  
その事例と海外の先進事例を紹介し、企業に向けた普及啓発が実施されていること。
- 1-2. WWF トルコが取り組んでいる、ブユック・メンデレス流域における持続可能なコットン生産への支援活動を含むウォーター・スチュワードシップ活動について、日本で発信が実施できており、少なくとも1社の日本企業がプロジェクトに関心を持ち、協働に向けた議論が開始されていること。
- 1-3. WWF インドが取り組む活動への支援を開始すること。これを通じて、少なくとも1社の日本企業とのプロジェクトでの協働が開始されること。日本企業・消費者に向け、海外の淡水・コットンに関連した情報の発信を戦略的に行なうこと。
- 1-4. 企業変容を促すため、ブランドコミュニケーション室およびコンサベーション・コミュニケーション・グループと連携して、消費者への働きかけを実施すること。

#### (2026.6期 活動計画)

- ・ H&M と共同制作した全三部の報告書の内容を紹介するセミナーを開催する。
- ・ 水問題全般に関する情報交換の機会（交流会、セミナー等）を設ける。
- ・ トルコのプロジェクトに継続的な支援を行ない、持続可能なコットン生産とウォーター・スチュワードシップ活動について日本で発信を行なう。
- ・ WWF インドとの協働プロジェクトの開始。
- ・ インドの活動現場にて、日本企業の関係者を対象とした視察同行企画を実施し、インドの生産現場での課題を伝え、持続可能なコットンの調達を働きかける。
- ・ WWF の求める水準を満たした、先進的な取り組みを手掛けている企業の事例について、情報の発信を行なう。

### 【プロジェクト 2】 保全を優先すべき水環境プロジェクト（海外を想定）

河川や湖沼、湿地などの淡水環境は、地球上の面積の1%を占めるのみだが、そこには全魚種の半分以上をはじめとする、多くの野生生物が息づいている。人もまた、健全な水なくしては生きられない。WWF ジャパンは、深刻化する淡水環境の消失をくい止めるため、国際的に重要な保全すべき湿地を選定し、その保全を支援する取り組みを行なう。また海外の WWF を含む協力先の選定と、現地が抱える課題の調査を行なう。

(中期目標)

1. 重要地域の淡水の生物多様性が維持回復されていること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 重要地域（メキシコなど）の農地でのウォーター・スチュワードシップ、コレクティブアクションの事例について情報を発信し、少なくとも1社の日本企業との協働に向けた議論が始まっていること。
- 1-2. 飲料セクターを主な対象として、将来的なコレクティブアクションに向けた協働が行なわれていること。食品セクターについても、少なくとも1社が海外のサプライチェーンの改善に向け、ウォーター・スチュワードシップに関心を持ち、協働に向けた議論が開始されていること。

(2026.6期 活動計画)

[WWF 海外フィールド支援]

- ・ メキシコ：食品飲料セクター及び首都に事業所／工場を置く日本企業を対象に、ウォーター・スチュワードシップへの参画を想定。レルマ・チャパラ流域でのコレクティブアクションの支援、または、オアハカでの農業生産改善と水源保全プロジェクト支援を継続。

[企業変容]

- ・ 日本の食品・飲料企業と、原材料の重要な生産地・調達地のある流域で、フィールド調査や、水に関連した方針・目標・ロードマップの策定に向けた対話の実施。
- ・ AWS ジャパンと連携したウォーター・スチュワードシップ（責任ある水利用管理）の普及促進。
- ・ 水全般に関する情報交換会、またはセミナー、フォーラム等を開催する。

### 【プロジェクト 3】 渡り鳥／水田保全プロジェクト

日本とアジア大陸の水環境を結ぶ渡り鳥。その保全には、繁殖地の湿地と、越冬地、双方の環境を守る必要がある。そこで、WWF ジャパンでは、九州の水田地帯での活動と、繁殖地もしくは越冬地で活動する現地の WWF と協力した調査・保全プロジェクトを実施する。九州の水田地帯での活動を基軸にしつつも、海外での保全対象となる種やエリアの選定と調査も同時に行なう。

(中期目標)

1. 2025 年までに、九州・有明海沿岸域を基軸にした、渡り鳥の繁殖地と越冬地の環境が国境を越えて維持・向上されていること。

(2026.6期 目標)

[海外での渡り鳥生息地環境保全]

- 1-1. WWF モンゴルと連携し、マナヅルの繁殖地での保全活動を支援することで、ツルの個体数増加と生息環境の整備に貢献すること。
- 1-2. マナヅルの繁殖地（モンゴル）と越冬地（日本）の両方で活動展開することで、東アジアの渡り鳥飛来地の国際ネットワークの中で、各国に求められている取り組みの強化が進んでいること。

[九州・有明海沿岸域での生息地環境保全]

- 1-3. 国内の流域治水と生物多様性保全の両立に向けたポイントと事例が整理され、地方自治体等との連携が開始されていること。
- 1-4. 農業と生物多様性保全の両立に向けたプロジェクトについて、前年度に実施した成果と教訓を整理すること。その中で、マナヅルの越冬地の保全についても、ステークホルダーとの間で協議が進められていること。
- 1-5. 流域に拠点をもつ企業と自治体を含むステークホルダーの間で意見交換会が実施され、コレクティブアクションの実施に当たっての課題が整理されていること。

(2026.6期 活動計画)

[海外での渡り鳥生息地環境保全]

- ・ WWF モンゴルへの支援を通じ、優先的なマナヅル繁殖地／湿地の保全を、少なくとも 1 か所で開始する。
- ・ 日本のマナヅルの越冬地における関係者の理解と保全の実施に向けて、繁殖地の保全と越冬地の分散化をつなぐイベントを開催する。
- ・ マーケティング室と連携した支援の獲得と、それに基づく企業への働きかけの実施。

[九州・有明海沿岸域での生息地環境保全]

- ・ 有明海沿岸域における治水・農業と生物多様性保全の両立について、優先的に取り組む地域での普及活動（観察会 2 件以上・シンポジウム 3 件以上等）
- ・ 有明海に流入する大河川（筑後川・菊池川）の流域で、各地域の実情に合わせ、農業と希少な淡水魚の保全の両立に向けた、デモプロジェクトを実施する。
- ・ 流域の治水と生物多様性保全の両立を目指し、共同研究の結果に基づく成果のとりまとめ、発信を行う。

[企業変容]

- ・ 九州の筑後川流域に拠点を持つ企業に対し、水環境保全の観点から WWF が求める事項を整

理し、意見交換会を実施する。

- ・ 筑後川流域の企業の参加を得たコレクティブアクションの実施に向け、課題を整理し、個別の協議を開始する。

---

## 6) 金融グループ 活動計画

環境保全により大きな影響力を発揮するようになった、金融を通じた取り組みを強化するため、新しい活動テーマとして 2022.6 期よりグループを設置。金融のあり方をパリ協定、持続可能な開発目標、生物多様性条約など、国際的な持続可能性に関する目標に整合させるとともに、官民の金融機関が環境に配慮した投融資、金融商品の組成・販売、資金調達・移動、ESG 指標などの改善に取り組み、コミットするよう促すことを目指す。また、WWF の環境保全活動や希少種の保全に、Nature-based Solutions (NbS) 投資の観点から貢献する取り組みを行なっていく。

**主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026 年）と 2026.6 期の活動計画：**

### 【プロジェクト 1】 サステナブル・ファイナンス

環境問題の深刻化が、あらゆるビジネスにとって、大きなリスクとなり始めたことで、投融資先の環境配慮に対する関心が急激に高まっている。WWF は、生物多様性の保全や気候変動（地球温暖化）の緩和に貢献するビジネスへの投融資を促進し、逆に貢献しない事業やプロジェクトへの投融資を控えることで、産業全体のサステナビリティを向上させるための取り組みを実施。金融機関や事業会社に対し、ESG や開示の国際基準などに関連する情報提供や、持続可能な投融資の方針策定を促す。

(中期目標)

1. 2026 年までに、日本のメガバンク（準含む）およびほぼ全ての主要な年金基金・保険会社が、WWF ジャパンがカバーする環境分野（WWF ジャパンの中期計画に記載のある分野）について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準の、持続可能な投融資方針を持っていること。
2. 2026 年までに、日本のメガバンク（準含む）および主要な（民間企業や投資案件に投資する）資産運用会社等が、WWF ジャパンがカバーする環境分野について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準での持続可能な投融資方針に基づいて事業会社に対してエンゲージメントを実施していること。
3. 2026 年までに、環境分野全てについての ESG 情報開示についての国際標準が、日本の事

業会社および金融機関双方から支持を得て、普及していること。

4. 国内外の WWF のプロジェクト 2 件以上について、技術的・人的・資金的支援を通じ、金融機関や大手資本等による投融資で実施されるプロジェクトが、WWF が推奨できる環境配慮の水準となっていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 大手銀行のセクターポリシーに気候、森林、海洋、淡水に係る方針が記載されていること。
- 1-2. 機関投資家 10 社の議決権行使方針に、気候と自然に係る判断基準が記載されていること。
- 2-1. 目標 1-1 に統合。
- 3-1. 2026 年 6 月期終了時点で 100 社以上が TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に拠る情報開示を行なっていること。
- 3-2. TNFD 開示・分析がネイチャー・ポジティブに向かうためのツールとして機能していること。
- 3-3. TNFD をきっかけに WWF ジャパンと企業との協働関係が始まっていること。
- 4-1. 次期中期計画での実施を見据え、Bankable Nature Solutions の海外パイロット事業 1 件に参画すること。
- 4-2. 国内での WWF プロジェクトの選定が進んでいること。

(2026.6 期 活動計画)

- ・ 投融資を検討する際にどのような点に注意すべきかをまとめた、前年度に作成した資料を基に、金融機関の各種方針の改善を後押しする。
- ・ WWF ジャパンが期待するレベルでのセクターポリシー、および議決権の行使方針について、金融機関に情報を提供する。
- ・ 海洋にかかわる方針の普及について、海洋グループのブルーファイナンス担当と連携した活動を実施する。TNFD キーポイントに沿ったベンチマークの結果を報告書にまとめる。
- ・ パーム等、コモディティに絞ったベンチマーク調査を実施する。
- ・ 2025 年度に実施した全業種向けのベンチマーク調査は実施せずに TNFD 開示状況全般、（前年との簡単な比較含む）をレポートにまとめ、公開する。
- ・ 国内の自然保護プロジェクトの候補地を訪問し、金融機関の参加を得た取り組みに対し、小規模な資金支援を開始する。

(前期との変更点)

- ・ 中期目標について、前年度の活動の進展に伴い、設定内容をより具体的に修正。

(修正前)

1. 2026年までに、日本のメガバンク（準含む）およびほぼ全ての主要な年金基金・保険会社が、WWF ジャパンがカバーする環境分野（WWF ジャパンの中期計画に記載のある分野）について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準の、持続可能な投融資方針を持っていること。
2. 2026年までに、環境分野全てについての ESG 情報開示についての国際標準が、日本の事業会社および金融機関双方から支持を得て、普及していること。
3. 2026年までに、日本のメガバンク（準含む）および主要な（民間企業や投資案件に投資する）資産運用会社等が、WWF ジャパンがカバーする環境分野について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準での持続可能な投融資方針に基づいて事業会社に対してエンゲージメントを実施していること。
4. 国内外の WWF のプロジェクト 2 件以上について、技術的・人的・資金的支援を通じ、金融機関や大手資本等による投融資で実施されるプロジェクトが、WWF が推奨できる環境配慮の水準となっていること。

---

## 7) マーケット・グループ 活動計画

さまざまな環境に大きな負荷を及ぼす産業や、消費者インパクトの大きい産業の持続可能性を改善するため、マーケットの変革を促す取り組みを行なう。WWF の求める持続可能性を担保できる方針を示しつつ、影響力の強い特定の企業や産業をターゲットとし、会議体や ESG 投資なども活用した産業変容を促すアプローチを目指す。また、生産のみならずプラスチックの包装容器などをも含めた、廃棄物の在り方、扱いについても、サーキュラー・エコノミーの概念を取り入れた、持続可能な方法での調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）の実施を促進させる活動を行なう。

**主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と 2026.6 期の活動計画：**

### **【プロジェクト 1】大企業や消費者インパクトの大きい産業の持続可能性改善**

さまざまな企業、産業が提供するサービスや製品の生産と消費が、各地で森や海などの自然環境を損なっている現状を変えるため、社会的、経済的に大きな影響力を持つ企業や産業のビジネスを、持続可能なものに改善する取り組みを目指す。また、フォーラムなどの開催を通じた企業へ

の情報提供と呼びかけを行なうほか、消費者の力を集めた市場への働きかけを通じ、こうした改善を実現する一助としていく。

(中期目標)

1. ターゲットとなる企業/産業の、個別もしくは全体の企業方針の持続可能性が向上していること。
2. ターゲットとなる企業/産業が関連する主要な会議体、フォーラム等において、WWF が関与して企業を巻き込んでいること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 働きかけを行なう企業/産業を特定し、各ターゲットに応じたチームの結成、情報収集、時機に応じたレポート発表などの情報発信を行なうこと。企業への働きかけを通じて、WWF ジャパンの企業エンゲージメントにおける先駆的な好事例をつくる、あるいは増やすこと。
- 2-1. エンゲージメントの有効性について、情報収集、協議検討し、アプローチすべきところがあれば具体的な働きかけ内容を個別に検討すること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ パートナー及びターゲット企業/産業の取り組みの進捗に応じた働きかけを実施。
- ・ 特に WWF とパートナーシップを締結している企業などに対する、分野横断的なサステナビリティ向上の働きかけを通じて、企業エンゲージメントの先駆的な好事例とする。
- ・ 前年度に発表した、SBTs for Nature トライアル分析の報告書を活用した、企業への働きかけについて TNFD などのフレームワークとの連携も視野に検討。

## 【プロジェクト 2】サステナブルな容器包装調達とサーキュラー・エコノミー推進

日本の市場において大きな影響力を持つ企業やブランドが生産・提供している、主に紙とプラスチックの容器包装について、サーキュラー・エコノミー（脱・大量生産/消費）の概念を取り入れた、持続可能な方法での「調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）」を実践する企業を増やす。直接対話や情報交換、調達方針の策定支援などを通じて、企業との関係構築に着手し、取り組みの拡大を目指す。

(中期目標)

1. 大きな影響力を持つ日本企業やブランドが、生産・提供する、もしくはハイインパクト企業やブランドが日本で提供する容器包装、主に紙とプラスチックにつき、サーキュラー・エコノミーの概念を取り入れた、持続可能な方法で調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）を実践する企業が増加していること。

WWF の推奨する認証（RSB・FSC）の普及率(量/認知度/認証件数)、紙・プラ、もしくは容器包装についての調達方針策定企業の数が増加すること。2026年にはある程度取り組み内容が評価できるレベルのハイインパクト企業を15社以上とすること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. WWF ジャパンの主導するプラットフォーム(プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025)に参加した、または参加を働きかけた主な企業の中で、プラスチックにおける改善と、代替素材における改善の双方において、サーキュラー・エコノミー（CE）の概念を取り入れた、持続可能な方法での調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）の実施の促進が図れている企業が出てきていること。
- 1-2. 包括的な対話を行なっている企業に、プラスチック等の主要素材を中心に、WWFの目指す持続可能なサーキュラー・エコノミーの概念が共有され、改善に向けた議論が進んでいること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ WWFの主導する企業プラットフォーム（プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025）に参加した、あるいは参加を働きかけた主要ターゲット企業を中心に、ラウンドテーブルや公開イベントを開催など、意欲や取組みを底上げさせる仕掛けを実施しつつ、個別の対話・交渉を行なう。
- ・ 国際プラスチック条約制定に向けた政府間の交渉が進む中で、WWFが立ち上げた企業プラットフォームによる政策提言を継続する。
- ・ サーキュラー・エコノミーの推進に向けた個別企業との対話の促進。

### 【プロジェクト3】アパレル・繊維産業の持続可能性改善

主要な原料であるコットン（綿）の生産で生じる水環境への影響をはじめ、さまざまな環境負荷に関係するアパレル・繊維産業を、持続可能なものに改善することを目標とする。特に業界内で大きな影響力を持つ企業・産業を選び、対話や情報提供を通じて関係構築をはかり、将来的には、繊維産業として、環境負荷を抑えたビジネスの構築・改善に取り組む日本企業の増加を目指す。

(中期目標)

1. 日本の繊維産業として、環境負荷を抑えた運営体制の構築・改善に取り組む企業が増加していること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 淡水グループの【プロジェクト1】に一致。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 淡水グループの取り組みとして実施。
- 

## 8) フード・グループ 活動計画

生物多様性の劣化を反転させるための取り組み（Bending the Curve）においては、「消費」の改善、特に食関連の消費を変革する必要性明らかにされている。WWF ジャパンは、現・中期計画において、この「消費」の変革に貢献する活動を拡充し、2030年に生物多様性の劣化傾向を反転させ、回復軌道に乗せることを目指す。その一環として、「食」を通じた消費者・個人の行動変容や、それを通じた企業の行動変容、そして、アドボカシーを通じた制度改革などを試行し、輸入や消費による環境負荷の低減を図る。

主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：

### 【プロジェクト1】日本企業のさらなる調達行動改善

ビジネスによる原料調達を持続可能なものに改善するため、WWFがこれまで、主に企業に対して行ってきた働きかけを、さらに改善し促進するため、消費者にも企業の取り組み知ってもらう取り組みを行なう。食料の生産や購買・消費を通じて企業と連携しながら消費者の啓発、店頭イベントやキャンペーン、顧客向け媒体における情報提供、社員研修等を実施することで、消費者と企業の行動変容を目指す。

(中期目標)

1. 消費者、顧客、社員への働きかけを通じ、日本企業による「食」に関連した調達行動がさらに改善・前進すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 日本の小売・メーカーが、消費者からも持続可能な調達（含、認証製品）が求められていると認識すること。
- 1-2. 小売・メーカーの持続可能な調達方針策定、および実際の調達が推進されていること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 大手企業が主要食料品の持続可能な調達方針を発表した場合、消費者のサステナビリティ感度の高い食品を選定し、対象企業とキャンペーン、イベントを共同企画、実施する。

## 9) PSP (Public Sector Partnerships) グループ 活動計画

各種の保全活動計画の推進と、そのための活動資金のニーズを一致させ、より規模の大きな外部ファンドの支援を獲得する専門部署として、2021.6期より設置。外部助成金に企画の立案・提案を行なう。また、その取り組みを通じて、活動規模の拡大とそれを支える団体組織の改善を促すとともに、ドナー側にも環境問題への意識の改善を求めてゆく。

主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と2026.6期の活動計画：

### 【プロジェクト1】特に日本に基盤を置くドナーの変容と助成獲得

(中期目標)

1. 活動資金の提供者であるドナーへの働きかけを通じて、ODA 関連のドナーの変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善すること。

また、ドナーに働きかけることで、上記以外の日本政府由来資金のドナーの変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善されること。

2. ドナーに働きかけることで、民間財団の変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善すること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. WWF インドネシアと連携・調整の上、令和5年度外務省日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) 事業「インドネシアにおける森林コミュニティの持続可能な生計向上と教育の促進事業 (2024年3月31日～2025年3月30日)」の成果と教訓を整理し、外務省の基準に沿った完了報告書を期限内に提出すること。あわせて残務処理を着実に進めることで、令和7年度以降のN連案件の採択を目指すこと。
- 1-2. WWF ジャパン事務局内でN連に関する勉強会を開催し、過去の成果や課題、申請・実施・報告にかかる知見を関係者間で共有することで、将来的な案件形成および実施・報告にかかる組織全体の実務能力の向上に寄与すること。
- 1-3. 令和7年度N連案件「ジャンビ州テボ県の森林コミュニティにおける持続可能な生計向上と教育の促進事業 (2年次)」について、WWF ジャパンおよびWWF インドネシアの関係者と連携の上、外務省の基準を踏まえた申請書を、7月末までに外務省 (N 協室)

へ提出すること。採択された場合には、事業承認および開始に係る諸手続を着実に実施し、現地農民の生計向上および児童の教育支援を通じて、森林保全の推進ならびに「人と自然の調和」の実現に資すること。

- 1-4. WWF パキスタンの関係部局と協働・調整・連携の上、令和7年度N連パキスタン事業について外務省（N協室）に申請すること。あわせて、事業承認および開始に向けた必要な手続を進め、現地漁民コミュニティの気候変動対応能力の強化に貢献すること。
- 1-5. WWF ジャパンの関係部局、WWF 海外オフィス、その他パートナー機関と連携し、令和8年度以降のN連申請に向けた案件の発掘および申請準備を推進すること。
- 2-1. WWF およびセーブ・ザ・チルドレンが2023年11月から2025年4月にかけてインドネシアで実施した連携パイロット事業「BASAMO」の成果・教訓・学びを抽出・整理した上で、同イニシアティブを基盤に、公的機関、民間セクター、学術機関、公共メディアなどとの連携を促進し、相乗効果の創出を通じて「自然と人間との調和（環境と人権）」の実現に寄与すること。
- 2-2. WWF インターナショナルが主導する政策提言活動と整合性のある取り組みを検討・実施することで、WWF 全体の取り組みに貢献し、自然保護および生物多様性保全の推進に寄与すること。

#### （2026.6期 活動計画）

- ・ 令和5年度事業の成果・教訓・学びを整理し、WWF インドネシアおよびジャンビ事業チームと調整の上、完了報告書を外務省に提出。および財務処理を実施。
- ・ 局内勉強会を開催し、保護室および企画管理室のスタッフを対象に、令和5年度N連インドネシア事業の成果・教訓・学びを共有する。これにより、今後のN連事業の申請および実施体制の向上に活用する。令和7年度以降のN連案件についても、申請準備や実施段階に応じて、適宜勉強会を開催し、関係部署間での知見共有と連携強化を図る。
- ・ 外務省N協室との事前協議（コンサルテーション）を踏まえ、申請書案、プロジェクト・タイムテーブル、団体概要、予算詳細、財務諸表（収支予算書・貸借対照表）の5点セットに加え、申請団体（WWF）に関する必要書類をN協室へ提出。
- ・ 正式採択後は、WWF ジャパン・WWF インドネシア・外務省・インドネシア政府関係機関と連携し、贈与契約、資金受領、MOU 締結、駐在員の雇上・派遣、契約・送金、キックオフ会合など、事業開始に必要な手続を確実に実施。
- ・ 同様の作業をWWF パキスタンとも連携して実施。
- ・ 令和8年度以降のN連申請に向け、申請候補となる案件の特定および準備・調整作業（文献整理、聞き取り、諸調査、役務雇上、現地出張等）を実施する。なお、令和7年度インドネシア・パキスタン事業が採択された場合は、両国における継続案件の形成を優先的に検討する。

- ・ 法人グループや事業（保護三室）担当職員等と連携し、民間セクターからの助成金獲得に向けた情報収集、案件形成、面談・交渉、モニタリング、情報発信等に係る支援を、必要に応じて実施する。
- ・ 事業の的確性や妥当性の向上、環境・社会的インパクトの拡大、知識の創出、説明責任の強化などを目的とした、国内外の学術・研究機関等との連携を検討し、WWF ジャパンおよび海外オフィス、並びにセーブ・ザ・チルドレンとの調整・連絡を行ない、必要な対応を提供する。
- ・ BASAMO 連携事業に基づきで作成したフェーズ 2 に向けた企画書を随時更新し、国内外の公的機関・民間団体・学術機関等からの直接・間接的な資金調達を視野に入れた対策を講じ、活動を推進する。また、関係者への成果共有と発信を目的とし、BASAMO 報告会の企画および実施を行なう。
- ・ WWF インターナショナルの動向を把握・フォローし、必要に応じて合意の上で、国際会議等の場やその準備段階において、局内関係者に対し政策提言の可能性を打診・検討する。必要に応じて適宜協力を行なう。

## 【プロジェクト 2】PSP 関連資金獲得に必要な局内体制の整備

（中期目標）

1. 5千万円規模のプロジェクトを円滑に運営できるようになること。
2. PSP 関連プロジェクト運営が、精緻化された計画立案と、円滑な資金運用・管理を徹底できるようになること。各プロジェクトのオフィサーにかかる負荷が軽減すること。
3. プロジェクト申請に必要なクライテリアを満たし、加點評価される認定を取得すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. インドネシア以外の国において、セーブ・ザ・チルドレン等との協働を通じ、民間財団、個人寄付、公的資金、その他のリソースを活用し、パートナー機関としての連携を強化することで、生物多様性と人権に配慮した、環境保全・自然保護に関するインパクトの拡大を目指すこと。

（2026.6 期 活動計画）

- ・ セーブ・ザ・チルドレンをはじめとする人権・人道系 NGO との連携・調整を通じて、国際機関への案件申請に必要な企画・実施能力の向上を図り、WWF の国際的な取り組みの実現に貢献する。
- ・ WWF インターナショナルおよびアジア太平洋地域の PSP グループとの連携を強化し、Green Climate Fund (GCF) や Green Environment Facility (GEF) などのグローバルレベルの資金源からの調達を目指し、他パートナー（セーブ・ザ・チルドレン等）との連携を一層深

化させ、協働による相乗効果を最大限に活用する。

- ・ WWF およびセーブ・ザ・チルドレン関係者に加え、外部有識者とも協力し、2023 年より続けている「環境保全・自然保護と子どもの権利実現（教育、保護、貧困削減）の両立」をテーマとした共同勉強会を企画・実施する。
- ・ 海外の WWF オフィス及びセーブ・ザ・チルドレン等と連携し、世界銀行やアジア開発銀行のような国際金融機関からの資金調達・委託業務獲得に向けた申請を検討する。これにより、専門的リソースの活用と連携によるシナジーを高めるとともに、WWF ジャパンの国際的プレゼンス向上に貢献する。
- ・ WWF インターナショナルおよびアジア太平洋地域の PSP グループが主催する会議・ワークショップ等に積極的に参加し、新規案件の発掘を進めるとともに、環境保全・自然保護および人権・社会経済課題の解決に資するパートナーシップを構築・強化する。

---

## 10) 生物多様性政策グループ 活動計画

2022 年に開催された、生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15 Part 2）で、「愛知目標」に続く、2030 年までの国際目標を定める生物多様性枠組（GBF）「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択された。これは、今後の世界の環境保全、さらにはあらゆるビジネスや人の暮らしにも、大きな影響を及ぼすものであり、日本国内の生物多様性の保全に関する環境政策もこれをふまえた形で、抜本的に改善していく必要がある。また、2030 年までに生物多様性の劣化を回復傾向に向かわせることを重点項目として、国内外での生物多様性と保全の現状を把握しつつ、ネイチャー・ポジティブ達成に向けた取り組みを展開する。

**主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026 年）と 2026.6 期の活動計画：**

\*各プロジェクトについては、新規担当者の下での体制変更を受けて修正の可能性あり。

### 【プロジェクト 1】生物多様性国際アドボカシー

国連生物多様性条約の締約国会議で合意された、世界の生物多様性保全の目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」。その重要なテーマである OECM（Other effective area-based conservation measures：保護区以外の重要な生物多様性を保全すべき場所）、および世界の生物多様性を脅かす大きな要因となっている有害補助金について、ネイチャー・ポジティブ実現

のため取り組むべき政策について提言を行なう。こうした取り組みを通じ、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」の実現を目指す。

#### (中期目標)

1. OECM、もしくは自然共生サイトにおける生物多様性保全の「質」を底上げすること。そのための検討会の立ち上げ、さらに可能であれば制度設計を行なうこと。
2. 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」で、段階的な廃止が合意された「有害補助金」について、これをどう特定するか、WWF ジャパンとして推奨できる手法を確立し、公開すること。

#### (2026.6期 目標)

- 1-1. 日本政府の 30by30 ロードマップ政策、特に自然共生サイト／増進活動推進性体制の課題点について、国際的・科学的な観点からの課題を指摘し、改善を促すことができていること。
- 2-1. 生物多様性にとって「有害な補助金」の削減に向けた、日本での取り組み可能性について整理が行なわれ、国の方針が確定していること。

#### (2026.6期 活動計画)

- ・ 日本政府の 30by30 ロードマップ政策、特に自然共生サイト／増進活動推進体制上の課題について、専門家やステークホルダーへのヒアリングなども通じて、WWF ジャパンの視点からの改善点を整理したペーパーを上半期に準備する。
- ・ 同ペーパーを公開物として準備するか、それとも非公開のツールとして準備するかは、戦略上の判断とするが、いずれにしても、それをベースとして環境省との意見交換を行ない、改善を促す。
- ・ 生物多様性条約の第 16 回締約国会議（COP16）以降の国際的な議論の動向を整理し、有害な補助金問題を日本国内で展開していく可能性について検討する。
- ・ 特に日本国内での「有害な補助金」を客観的なデータを元に整理ができるのか。そしてそれを大きな問題として提起できるのかを検討する。そのうえで、今後 2～3 年間の間に改善を諮れるような活動として打ち立てることができるかを検討する。

### 【プロジェクト 2】生物多様性国内アドボカシー

海外の動向を視野に入れつつ、国連生物多様性条約締約国会議で決定された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」を、日本としてどう実現し、世界の生物多様性保全に貢献していくか。そのための手段として、国連生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）を機会とした、生物多様性に対する機運の醸成と、政策提言の取り組みを行なう。

#### (中期目標)

1. 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」の 23 個のグローバルターゲットについて、日本国内での取組状況を WWF ネットワーク内で共有。他国との比較に基づいた不足点・改善点等を明確にすることで、国内の政策提言活動につなげること。
2. WWF ネットワークと連携し、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」の目標達成に向け、国際会議および国内における政策提言活動を実施すること。

#### (2026.6 期 目標)

- 1-1. 昆明・モンテリオール生物多様性枠組み（GBF）のレビューに関する国際動向を踏まえながら、特に日本企業のサプライチェーンに対する取り組みを、政策面で強化するための政策アドボカシー活動の準備が開始できていること。
- 1-2. WWF インターナショナルのチーム、特に GPAT や、日本の IUCN-J と連携して、IUCN の世界自然保護会議での新潮流についてフォローができていていること。

#### (2026.6 期 活動計画)

- ・ 昆明・モンテリオール生物多様性枠組みのレビュー活動を通じて、日本国内の自然環境についての取り組みだけでなく、日本企業のサプライチェーンを通じた生物多様性への影響への取り組みの不足を確認する。
- ・ その現状分析に基づいて、日本政府による EUDR のようなサプライチェーン規制へと繋げていくためのアドボカシー活動について、グループ横断での検討を開始し、2026 年 1~2 月までには一定の方向性を出す。そのうえで、次期中期に向けた活動の主軸として、可能であれば年度内に実施を開始する。
- ・ WWF インターナショナルのチームによる World Conservation Congress(10 月開催) に向けた準備議論に参加する。同様に、IUCN-J の議論にも参加する。
- ・ 世界自然保護会議での公式な結果だけでなく、公式イベント外で行なわれる議論にも注目し、その中で WWF ジャパンとしても活動に取り入れるべき動向について検討を行なう。

### **【プロジェクト 3】生物多様性改善に資する活動の推進**

生物多様性の保全が、WWF ジャパンの全ての自然保護プロジェクトと関連している点を考慮し、各グループとの連携のもと、国連生物多様性条約締約国会議で決定された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」の達成に貢献する、実効性のある取り組みを目指す。またそのため、企業や金融機関などのステークホルダーとの連携、働きかけを強化し、生物多様性に関連した情報提供や認知の向上にも取り組む。

#### (中期目標)

1. 各グループの生物多様性に関連した取り組みをサポートする形で、連携による相乗効果と、成果の最大化を目指すこと。

(2026.6期 目標)

- 1-1. サプライチェーン規制以外の分野でも、WWF ジャパン自然保護室内の各グループでの生物多様性に関連した政策アドボカシー活動について情報共有・連携を図ること。

(2026.6期 活動計画)

- ・ WWF ジャパン内部で横断的な会議を開催し、自然保護室の各グループでの生物多様性関連政策に関する動向および問題意識の把握を行ない、連携を深める。

---

## 1 1) 環境・サステナビリティリーダー開発グループ 活動計画

生物多様性回復と脱炭素社会の実現に向け、日本の企業経営層や、ユース世代、自治体など、社会変革においてリーダーシップをとる立場や世代に対象を絞り、WWF ジャパンが各プロジェクトを通じて目指す、人材の育成に取り組む。また、これらの活動を通じ、企業経営層などに対し、自社事業に関わる環境課題に対する理解と、解決に向けた行動を促進し、科学的知見や国際目標に整合した環境サステナビリティ方針を策定、実施することを求めていく。

主要なプロジェクトおよび中期目標（～2026年）と 2026.6期の活動計画：

### 【プロジェクト 1】 企業経営層、政策決定者との対話促進

(中期目標)

1. 環境課題の解決に大きな役割が期待される企業経営層、政策決定者が、WWF が推奨できる水準の方針を掲げ、必要な行動変容を実践していること。

(2026.6期 目標)

- 1-1. 情報収集の結果を元に選定した環境テーマの担当者、および外部委託先の企業との調整を通じ、企業とのトップ対談の実行施策を立案すること。その効果検証を行なうこと。

(2026.6期 活動計画)

- ・ 外部の委託企業との協働による勉強会を実施（年 1 回）。10 社程度の参加を目指す。参加した企業の共有を行ない、ビジネスの改善に向けた個別対話の希望の有無を確認する。
- ・ 対話希望企業へのフォローアップを通じて、企業とのトップ対談につなげる。

## 【プロジェクト 2】ユース世代向けのエンパワーメントプロジェクト

今後の脱炭素社会への変革、生物多様性の回復に向けた社会の動きを担うユース世代が、特に WWF ジャパンが活動に取り組む環境分野において、諸課題を深く理解し、解決に向けた能力を高めることを目指す。自主的なネットワークの形成や、自律的なプロジェクトを実行する試みにつなげていく。

### (中期目標)

1. WWF ジャパンの自然保護担当スタッフに準じた水準の、環境保全に関する知識、スキル、機会を得たユースによる集団（コミュニティ）が形成されること。また、プログラムの卒業生による、有意な環境保全企画が出来上がっていること。
2. 本プログラムの卒業生が、ユース世代の環境分野へのかかわりリードし、環境問題に取り組める土壌と、活躍の場が形成されていること。この取り組みが、一定の支援を得て、システムとして自走していること。

### (2026.6期 目標)

- 1-1. 第 2 回次世代環境リーダー向け事業支援プログラム（BEE：Base for Environmental Entrepreneurs）が実施されていること。
- 1-2. 第 2 回 BEE のレビューに基づいた、第 3 回 BEE プログラムの実行準備を行なうこと。  
（改良コンテンツ完成～集客開始）
- 1-3. 将来的な BEE プログラム参加者層への機会提供に取り組むこと。
- 2-1. BEE プログラムの実施にあたって、第 2 回、第 3 回の資金調達を行なうこと。
- 2-2. BEE プログラム修了者への継続的な活動支援を行なうこと。

### (2026.6期 活動計画)

- ・ 外部協力者および自然保護室各グループとの連携による、第 2 回 BEE プログラムの実施。ゲストをまじえた各種セッション、フィールドワーク、その BEE のレビューの実施。
- ・ 外部協力者、およびメンターを活用した第 3 回 BEE プログラムの実施準備と、コンテンツ詳細設計の実施。
- ・ BEE プロジェクトの潜在的な関心層への情報提供と、BEE プレエントリー者への効果的なフォローアップ。
- ・ BEE プログラム修了者のアクションを支援するため、当該者および環境起業家、専門家などのネットワーキングとコミュニティ化。

## II. マーケティング室 2026.6 期 活動計画

### ■2026.6 期の収入目標

今中期経営計画においては、FY26 時点の保護活動費を FY21 対比で倍にするという全局目標に貢献するため、FY26 時点で法人収入 6 億円、個人収入 14 億円、マーケティング室合計 20 億円という野心的な目標を掲げてきた。各年度の予算目標をバックキャストで立て、活動に取り組んできた結果、法人収入は計画通り拡大を図れた一方で、個人収入は外部環境の変化などの影響も受け、現状 10 億程度の収入に留まっている。

中期経営計画最終年は、現在の寄付獲得状況を考慮しつつ、チャレンジ目標を目指す。引き続き個人会費回復を最優先とし、BC 室をはじめとした他室との連携も強化しながら、安定的な財源基盤構築に努める。また、新規個人支援獲得効率を高め、既存サポーターとのコミュニケーションを強化するため、マーケティング室内に「マーケティングコミュニケーショングループ」を新設する。

室総収入： 1,603,000 千円（前期予算比 97.1%）

（内訳）

個人収入： 1,003,000 千円（前期予算比 95.5%）

法人収入： 600,000 千円（前期予算比 109%）

### ■2026.6 期の重点課題と活動

#### <個人ファンドレイジング>

#### 1. 会費

総収入額 508,000 千円（前年予算比 99.6%）（うち新規獲得 2,700 人、26,500 千円）を目指す。

##### （1）新規入会獲得

FY25 より開始したデジタルキャンペーンを継続し、以下の施策を通じて新規会員獲得の最大化を図る。

##### ① デジタル領域での取り組み

- ランディングページおよび広告クリエイティブの最適化：既存ランディングページの構成改善と、クリエイティブの精緻化を進め、コンバージョン率の向上を図る。
- 認知から関心への移行促進（グループダイナミクス施策）：ユーザーの反応を分析しながら、興味関心層の拡大に取り組む。
- KOL 活用によるリーチ拡大：影響力のある発信者との連携により、新たなターゲット層へのアプローチを強化する。

## ② 自然流入チャネルの強化（BC 室との連携）

- SEO の改善：検索経由の質の高い流入を増加させるため、公式サイトコンテンツ構造を見直す。
- SNS エンゲージメントの強化：共感と拡散を促す投稿設計により、検索行動の基盤形成を目指す。
- 公式サイト改善：回遊性と訴求力を高め、訪問から入会までの導線を最適化する。

## ③ オフライン領域での取り組み

- F2F キャンペーンの展開：商業施設や街頭での対面活動を中心に、新たなロケーションの開拓と戦略的展開を進める。
- イベント出展の最適化：親和性の高いイベントに出展し、効率的な会員獲得につなげる。
- 人材育成の強化：フェイサー（F2F 担当者）のトレーニングを拡充し、質の高いコミュニケーションによる獲得率向上を目指す。

## ④ マスマーケティングが厳しい状況下、今まで未着手であったミドル及び大口寄付者の開拓にも力を入れる。

また、遺産・遺贈寄付は、引き続き不動産現物をリスクヘッジしながら獲得し、収入拡大を図る。



## （2）既存サポーターからの会費最大化

維持率と退会率：維持率 93.5%、退会率 6.5%を目指す。

- 新規会員のナーチャリング：特に入会 1 年目および 2 年目の会員に対し、興味・関心を高めるナーチャリング施策を実施し、維持率向上を目指す。
- 経済的な理由による退会への対策：物価高騰の影響を受け、FY25 後期より「経済的な理由」による退会の増加が顕著となっている。WWF 会員に「コストパフォーマンスの良さ」を感じてもらうため、金銭的なメリットだけでなく、感情的な満足度を高めるコミュニケーションを設計する。
- アップグレードと新規会員獲得: FY25 と同様に、テレマーケティング・ダイレクトメール（DM）を活用したアップグレード施策を実施する。また、非会員の会員化施策を強化する。



## 2. アドプト制度

総収入額 36,300 千円（前年予算対比 72.6%）（うち新規獲得 1,000 人、8,000 千円、ギフト新規獲得 6,300 千円）を目指す。

### （1）新規支援獲得

アドプト制度は、継続スポンサーの新規獲得が伸び悩んでいる現状を受け、以下の対応を進める。

#### ① アドプト制度設計の見直し

- 支払い方法の多様化：従来の年一括払いに加え、月額支払い（マンスリー制）を導入し、継続支援の心理的ハードルを下げる。
- プロダクト全体の再設計：支援者視点での体験価値を重視し、制度内容・設計の見直しを加速。
- 認知拡大と導線強化に向けた公式サイトの改善
- 関連コンテンツからの誘導強化：活動報告やスタッフブログなど他ページからの導線を整備し、アクセス性を向上。

#### ② アドプトギフトの参加促進と継続支援への転換施策

- 贈り物需要に応じたプロモーション強化：ギフトとしての訴求を強め、季節やイベントに合わせたプロモーションを展開。
- 継続支援への橋渡し施策：ギフト目的で参加した方や贈られた方に対し、継続支援を促すフォローアップやストーリー訴求を強化。



### （2）既存サポーターからの支援最大化（維持率とクロスセル率の向上）

-維持率 91.0% (FY25 上期の維持率 90.7%)を目指す。

現状、FY25 上期の維持率 90.7%となり、会員の継続率と同水準であるが、会員同様に、新規の

スポンサーに対し、ナーチャリングを強化し、維持率向上を目指す。

-当初懸念していた、会員のアドプト制度へのスイッチは限定的であるため、会員に対し、アドプト制度への支援を積極的に提案し、クロスセル拡大を狙う。

### 3. 寄付

総収入額 113,900 千円（前年対比 63.3%）（うち新規獲得 17,900 千円、緊急支援 5,000 千円）を目指す。

#### （1）新規寄付獲得

ドネーションアピールにおける新規獲得は、訴求テーマによって成果にばらつきがあるため、事前の検証を行ない獲得効率を高める。

##### ① テーマ別訴求の最適化

- 課題認知の事前形成：ターゲットの理解と共感を得るため、施策実施前に課題の背景や意義を伝えるコンテンツ発信を強化。
- SNS 等での反応分析：投稿のエンゲージメント率を見ながら、テーマやメッセージの仮説検証を行う。
- 情報分析を基にした企画設計：データをもとに関心層を明確化し、効果の高い訴求設計を行う体制を構築。

##### ② 獲得効率の高いターゲット層へのアプローチ

- 興味関心層の精緻な設定と絞り込み：既存支援者の傾向分析などを活用し、アプローチ対象を明確化。
- 親和性の高いサービスとの連携（オフライン）：相性の良いブランド・サービスの顧客層に対し、チラシや案内の同梱施策を展開。

##### ③ 緊急支援訴求の即時対応体制の構築

- 初動の迅速化：自然災害や緊急事態発生時に、速やかに訴求を開始できるオペレーション体制を整備。
- 特定季節への備え：山火事など季節性の高い緊急支援に備え、事前に素材・LP・メッセージ設計を準備しておく。



#### （2）既存サポーターからの寄付最大化

クロスセル率の向上：会費に加え都度寄付でも支援していただくクロスセル率

は減少傾向にあるため(クロスセル率：FY22 13% FY23 11% FY24 10%)、以下を実施する。

- コミュニケーション戦略の再構築：この傾向を改善するため、寄付訴求のコミュニケーション戦略を再構築した。適切なターゲット層に対し、適切なコンテンツを、適切なタイミングで、適切なツールを用いて届けし、ナーチャリングとファンドレイジングを効果的に連動させながら推進し寄付拡大を狙う。
- ライトアピールの強化：クリスマス、母の日、父の日、生物多様性の日などのイベント・モーメントに合わせた寄付訴求（ライトアピール）を強化する。

#### 4. パンダショップ

総収入額 85,000 千円（前年予算対比 85.0%）を目指す。

パンダショップは、競合の増加により売上が減少傾向にあり、加えて、WWF ジャパンの厳格な調達方針により、使用素材の制約と製造メーカーの選択肢が限られ、商品バリエーションの拡張にも制限があった。FY26 では、パンダショップの再活性化と収益基盤の強化として、以下を進めていく。

##### （1）商品ラインナップの拡大とブランド価値の向上

- 調達ガイドラインの見直し：環境負荷に配慮しつつ、一定の柔軟性を持たせた素材選定基準へと方針を緩和し、多様な商品開発を行う。
- コラボレーションの強化：新素材活用を前提に、他ブランドや企業とのコラボ商品の開発を加速させる。
- ネットワークとの共同開発：WWF のネットワークを活用し、共同商品開発や製造を推進。

##### （2）勝ち筋の深化と寄付導線の強化

- 寄付付き商品の拡大：著名人とのコラボレーションによる寄付付き商品を企画・展開し、話題性と収益性を両立。
- 環境課題への関心喚起と導線設計：パンダショップ購入者を対象に、環境課題の情報発信を強化し、寄付や入会への自然な導線を整備。



#### 5. オペレーション&システム

##### （1）オペレーション

2024年6月よりリクルート社に会員業務を委託化。旧委託先と比較して委託業務の範囲を拡大している中でも、安定的な運用が実現している。職員は、より高度な業務やファンドレイジング業務に専念できるようになり、今後もリクルート社との連携を強化し、安定的な運用を維持しつ

つ、更なる効率化を図る。

## (2) システム

- FRS システムの安定稼働: FRS システムは、2023 年 2 月以降、大きなインシデントもなく安定稼働している。

- システム改善と決済手段の拡充: 2025 年 3 月に 3D セキュア 2.0 対応の新フォームを、同年 6 月にはマイページをリリースしました。また、寄付の利便性向上のため、2025 年秋に PayPay と Amazon Pay を新たな決済手段として追加予定。これらのシステム基盤の構築を通じて、支援拡大を目指す。

## <法人ファンドレイジング>

コーポレートパートナーシップグループ総収入額、600,000 千円を目指す。

- FY25 より、法人収入の拡大と安定化を目指して取り組んできた、法人支援拡大戦略が進捗している。FY26 も本戦略を継続し、企業のニーズ別アプローチを行う。

- WWF の専門性と国際ネットワークを活かし、事業面でのサステナビリティ向上に併走する各種パートナーシップや、特定の事業課題解決やステークホルダーの巻き込みに繋がる環境寄付施策など、ニーズに合わせた最適な提案ができるよう、調整に努める。

- 引き続き自然保護室との緊密な連携のもと、新規企業へのアウトバウンドの働きかけもますます強化し、多様な企業エンゲージメントの実現を目指す。

### Ⅲ. ブランドコミュニケーション室 2026年6月期

ブランドコミュニケーション室は、本中期経営計画の最終年を迎え、これまで推進してきたコミュニケーション活動を通じた保全活動の最大化・ブランド価値の最大化・資金調達への貢献を主軸に、メディアワーク・各種キャンペーン、WEB/SNSを中心としたコミュニケーション設計と SEO/LPO 含む資金調達への直接的・間接的な貢献、新規サポーター層の創出に向けたトライアルなどを進める。また、次期中期経営計画に向け、BANI（脆弱性・不安・非線形性・不可解性）など予測しづらい外部環境を鑑みつつ、組織内における広報機能・キャンペーン機能・コミュニケーション機能・ブランド管理機能の在り方を見直す。特に、各ステークホルダーとの新たな“共創”を軸におき、組織単体だけのコミュニケーション活動に留まることなく、複数の協働連携の模索を進めていく。関係するパートナーやサポーターからの信頼を集め資金調達につながる戦略構築を検討し、協働連携先の精査、レピテーション・リスク管理も行いつつ、統一したブランドメッセージの開発や、共感型のブランドコミュニティ開発など、WWF ブランドが好きになるようなブランド基盤を構築する。

#### **■コミュニケーション活動を通じた保全活動の最大化、ブランド価値向上、資金調達貢献**

- ・メディアワーク（プラスチック、ネイチャーポジティブほか）
- ・各種キャンペーン（ペット、コットン、SBTi、食、生物多様性ほか）
- ・親善大使、インフルエンサーによる発信強化（アースアワー、各種キャンペーンほか）
- ・SEO/LPO による資金調達貢献、WEB/SNS ほかオウンドメディアにおけるツール再設計（拡大・撤退含）
- ・ノーコード制作や生成 AI ツール選定による業務フロー改善、セキュリティガバナンスの整備 など

#### **■個人サポーター拡大のための共創、ブランド基盤の構築**

- ・新しいサポーター層拡大に向けた外部協働先との共創型プロジェクト検討
- ・ブランド現状診断、情報設計・整理、共感軸でのストーリー再定義、KPI 設定、評価手法の確定 など

## IV. 企画管理室 2026.6 期活動計画

### ●2026.6 期の重点方針と活動計画

#### **評価・給与制度についてのフィードバックと改善**

2021年9月に組合からの要望で実施した、新評価・給与制度についての職員からの満足度調査と改善提案をベースにして職員代表を交えて改善検討を行い、制度の改善を実施しつつある。前々年度からは昇給に結び付く総合評価を従来のMBO達成度+定性評価からMBO主体に切替えた。MBO主体の評価では単年度の成果が反映されやすく、従来おこなっていた昇給率の加減による処遇の調整ではバランスがとりにくいため、高評価者の処遇について、次年度の定期昇給から昇給率を抑えてその代わりに一時金を支給する方向で検討する。

#### **シニアキャリアの充実とアルムナイネットワークの構築**

今後、新規採用を抑制して既存の職員を活用していく中で、50歳以上の職員について定年を見据えたキャリアの見直しとライフプランを考える研修を行い、定年以降の働き方を考える仕組みを検討する。現状は60歳が定年であり、本人が希望すれば業務内容を事業側と見直しながら70歳まで雇用継続できるルールとなっている。また、退職者に対しても定期的にコミュニケーションをとっていく仕組みを作る計画である。

#### **助成金及び指定あり法人寄付への管理部門としての支援**

引き続き公的助成金や指定あり法人寄付の獲得を目指していく中で、財団やドナー法人の求める詳細な会計書類の提出や外部監査に管理部門として対応できる体制を維持していく。

#### **業務効率にフォーカスしたアプリケーション導入と管理**

WWF インターナショナルが業務アプリケーションを Google から Microsoft に移行することに伴い、Office365 をメインにしたソフトウェアによる業務の効率化をより深めていきたい。また、業務での AI の利用について WWF インターナショナルのガイドラインに準拠した局内ルールを作り、個人情報の漏洩や著作権侵害などを起こさない運用管理を進めていく。